

昭和四十三年五月十四日(火曜日)

午前十一時七分開議

出席委員

委員長 小峯 柳多君

理事 天野 公義君

理事 海部 俊樹君

理事 中川 俊思君

理事 堀 昌雄君

理事 内田 常雄君

理事 大橋 武夫君

理事 神田 博君

理事 小宮山重四郎君

理事 櫻内 義雄君

理事 島村 一郎君

理事 二階堂 進君

理事 橋口 隆君

理事 岡田 利春君

理事 久保田鶴松君

理事 榊 兼次郎君

理事 中谷 鉄也君

理事 古川 喜一君

理事 塚本 三郎君

理事 近江已記夫君

出席國務大臣

通商産業大臣

出席政府委員

厚生省環境衛生局長

通商産業省化学工業局長

通商産業省公益事業局長

警察庁保安局外勤課長

警察庁交通局長

通指導課長

委員外の出席者

井口 孝文君

綾田 文義君

理事 宇野 宗佑君

理事 鴨田 宗一君

理事 中村 重光君

理事 玉置 一徳君

理事 小笠 公韶君

理事 岡本 茂君

理事 木野 晴夫君

理事 坂本三十次君

理事 始関 伊平君

理事 田中 六助君

理事 丹羽 久章君

理事 武藤 嘉文君

理事 金丸 徳重君

理事 佐野 進君

理事 千葉 佳男君

理事 永井勝次郎君

理事 三宅 正一君

理事 吉田 泰造君

椎名悦三郎君

武藤瑞一郎君

吉光 久君

井上 亮君

法務省刑事局参事官

農林省農地局管理部長

建設省河川局次長

多治見高雄君

門 員 幸雄君

幸雄君

幸雄君

幸雄君

幸雄君

幸雄君

幸雄君

幸雄君

幸雄君

幸雄君

幸雄君

幸雄君

幸雄君

幸雄君

幸雄君

幸雄君

幸雄君

幸雄君

幸雄君

幸雄君

幸雄君

幸雄君

幸雄君

幸雄君

幸雄君

幸雄君

幸雄君

幸雄君

幸雄君

幸雄君

幸雄君

幸雄君

幸雄君

幸雄君

幸雄君

第一類第九号

商工委員会議録第二十八号

昭和四十三年五月十四日

なものを占めておるわけでございまして、現在まで砂利に相当分、八十数%は砂利に依存いたしておるわけでございまして、総合的な骨材対策というものが当然に必要になってまいるといふふうに考へておるわけでございまして、その第一は、砂利と碎石、その他人工骨材等の供給体制をどう確立してまいるかという点が、一番大きな問題であらうかと思つてございまして、

さらに第二の問題といたしまして、そういう供給源をどのように確保してまいるかという点が問題であらうかと思つてございまして、先生御存じのとおり、これが天然の資源を中心にしたとして、全国にさらに相当量の骨材関係というものが賦存いたしておると判断いたしておるわけでございまして、それらの未利用資源につきまして積極的に利用してまいる道を開いていくということが必要であらうかと思つてございまして、

さらに第三点といたしまして、人工軽量骨材のウェートは現在非常に小さいわけでございまして、最近の事例に見られますように、あるいはボタ山の活用等によりまして、人工軽量骨材というものにつきましても、積極的な供給体制を考へるべきではないであらうかというふうに考へるわけでございまして、ただいま申し上げましたのは、骨材全体としての供給体制の問題でございまして、骨材全体としまして、たとえば拠点開発主義と申しますか、そういうふうな構想も導入することによつて、コストを下げてまいるといふような方策も必要であらうかと思つてございまして、同時にまた供給力の増強という面が、他面に災害あるいは広い意味での公害問題を伴います関係上、それとあらはになります公害対策につきましても、今回の法案で抜本的な改正を企てたわけでございまして、いまの供給体制をささえます企業体自身についての体質強化も、もちろんこれと並行して取り進めていかなければならない重要な事項であるといふふうに考へておるわけでござい

ます。

○永井委員 この法案は、砂利採取について公害が起つておる、あるいはその運搬の過程においていろいろな交通事故が頻発しておる、そういう点から問題をとりえて、その応急措置を講じておるというのが法案の内容だろうと思つて、それだけではこれはいけないのでありまして、いま局長の言つたような資源をどういうふうに関

発していくかという積極面、あるいは需要面におけるところのいろいろな転換であるとか、需給とあわせたいいろいろな対策、そういうものが講じられなければならない。そういう面が法案の内容として何も出てきていない。多くの場合、砂利の問題は長い歴史の中で、ほとんど行政措置でやつておる。立法措置が講じられない。そして行政措置といふものはそのときどきの考え、あるいはその当局的主観的な判断によつて振り回される、こういう危険性があるので、やはり問題の考え方というものを安定させ、そしてそれがよそから見て、積極的にこういう基準でやるんだという基準が確立されていませなければ、主観的に行政措置で、ときどきの考え方であつていくことは迷惑だろうと思つておる。そういう点において、この法案は積極的な取り組みが足りないと思つて、このす。骨材の供給面において、大臣は韓国からの輸入を考へておる、こういう話でありましたが、国内の資源の確保と海外からの輸入補てんという関係とは、どういうウェイトにおいて考へておるかお示しを願ひたい。

○吉光政府委員 何と申しましても国内資源を最優先的に確保してまいるといふことが第一に考へるべき事項であらうかと思つてございまして、ただ、先ほどお話ございましたように、砂利の供給地点がだんだんと遠隔地になる。山村僻地と申しますか、というふうな輸送距離がだんだんと長くなるに従ひまして、コストアップ要因というふうな問題も出てまいりますし、あるいはまたそれに伴います交通公害というふうなものも出てまいるわけでございまして、と同時に、もう一つは、

いわゆる河川砂利といわれておりますところの資源がだんだんと少なくなつておる。もちろん、これは積極的な開発してまいり、そういう責務があるわけでございまして、現状におきましては、だんだんと砂利資源の枯渇化の状況といふふうなものもあらわれ始めておるわけでございまして、したがひまして、そこらの問題を全体的に判断いたしました上で、安い砂利が、もし近隣諸国から輸入可能であれば、場合によつては、それも供給の中に取り入れざるを得ないのではないであらうか。ただ、いつの時点から、また何千トンというふうな問題につきましては、いろいろと見方もあると思ひます。基本的な考え方としては、やはりあくまでも国内資源を有効に開発して利用していく、こういう基本線にのつて考へながら、どうしても足りない場合に、安いものが入りますときに、それを一部補てんしてまい

来つてゐるのではないであらうか、このように考へております。

○永井委員 砂利採取法が成立いたしましたのは昭和三十一年。このときは議員立法でこれが決議を見ておるのであります。政府は最初政府提案の予定のようでありまして、内部でいろいろ作業を進めたが、各行政官庁間の調整がつかないので、それを議員立法の形において当面を糊塗するよ

うな法案ができたと思ひます。当時われわれはこの法案を決定するにあたりまして、いろいろ当局とも接触をし、各党との話し合ひで、そういうふうに進めてきたわけでありますが、そういうようなところから、やはり今後の問題については、各行政官庁間の調整という問題、話し合ひが十分にいくかないかという問題が、法案の成立経過から見まして、供給面においても需要面においても、今後ともいろいろ問題を含んでくると私は思ふのであります。今度は政府提案でありますけれども、これが実際の運用面に入りますと、いろいろな問題が出てくる、こう思ふのであります。そこで、通産省あるいは建設省の関係から、この法

案の作業の中において、各省関係の調整の問題をどのように論議し、どのようなまとまりをしたのか、あるいはどの部分はまとまらなかつたのか、その内容を明確にしたい。だいたひ。

○吉光政府委員 この法案は、御指摘のように関係する省庁は非常に数多いわけであります。先ほど来お話ございしますように、砂利の採掘に伴いますところの広い意味での公害問題、災害問題が非常に各地で起つておるわけであります。昭和三十一年にこの法律が提案いたされた段階におきましては、いづれかといひますと河川砂利を中心にした供給体制であつたわけでございまして、けれども、昨今におきまして砂利公害の圧倒的多数が、山砂利、陸砂利を中心にしたものであります。この法律におきましては、いわゆる河川砂利の供給体制とそれに対する監督体制及び山砂利、陸砂利の体制と監督体制というものを一本化する必要があるという結論に達いたしました。実はこの砂利採取法案は通産、建設両省の共同提案になるものでありまして、両省庁間で緊密な連絡をとりまして、この法案を作成いたしましたわけでございまして、もちろん運輸省あるいは農林省、それぞれ関係の向きがあるわけでございまして、この法案につきましては意見を一致いたしました上で、提案いたしましたようなわけでござい

す。したがひまして現在各省庁間におきまして、特に懸案事項として問題が残つておるといふふうな事項はありません。

○多治見説明員 お答えいたします。ただいま通産省のほうからお答えいたしましたとおり、この法案の提案にあたりましては、建設省といたしましても通産省と十分協議いたしまして、建設省のほうで従来やつておりました河川砂利の採取に伴う、河川法に基づく種々の監督等について、新しい法律で十分所期の目的が達成できるように、

法律の中に盛り込んでいただきまして、法案を作成いたしました次第でありまして、今後の法律の施行につきましても、十分両省緊密な連絡をとりましましてやってまいりてまいります。

○永井委員 それでは伺いますが、三十一年成立した砂利法については、砂利法そのままだけは抽象的な分野が多くて、具体的な対策にはならない。決議にあたりましては、この法案を根拠として各都道府県に通達し、それぞれの地域に適用した条例を各府県でつくるように、こういうことが決議したときのいろいろな話し合いの中でまとめた意見であったと思う。ところがこれが商工委員会決議された。そうしてこの成立については建設省はそっぽを向いていたという関係から、地方庁では建設関係は、河川関係についてはその必要なし、まだそんな状態ではないというので、具体的な条例をつくることにそれぞれの地方庁で反対をした。積極的でなかったということ、当時具体的にこれを進めることを要請してやめたにもかかわらず、地方庁における条例のきめてあるところとはほとんどないようでありまして、これらについて両局長から答弁をわすらわしたいのと、それぞれの地方庁において、この十三年間にわたって砂利についての条例を決定したところはどこにあるか、それを示していただきたい。そういう具体的なことが運ばれないために、問題をさらに傷を大きくしてきておる、こういうふうに思われるのであります。その点について両局長から、この期間の経過について、なぜできなかったという点を明確にしたい。

○吉光政府委員 御指摘いただきましたように、過去の砂利に対する各関係行政の取り組み方について、いささか消極的なところがあったのではないであらうか、こういうことでございます。私も反省をいたしておるわけでありまして、何分にも砂利の供給源の大宗が、河川砂利を中心にして供給されておったわけでございまして、したがって河川砂利に対する監督、指導と申しします

か、そういうふうなものと、それから山砂利、陸砂利というふうなものが、それぞれ別個の法律体系によりまして処理されてまいっておったというところに、基本的な問題があったのではないであらうかというふうに考えるわけでございまして、したがって、以上のような反省に立ちまして、新砂利採取法案の中には、河川法関係の砂利の採取許可に関する問題等を一緒にひっくるめまして、山砂利、陸砂利と同じような体制で取り締まりをやってまいらうというふうに決意いたしましたわけでございまして。

なお、従来都道府県で条例をつくっておるところはどうかあるか、こういう御質問でございまして、現在条例ができておりますのは千葉県だけでございまして、東京都あるいは埼玉県、京都府等におきましては、砂利につきましても、都府等の指導要綱というものを定めまして、それに従って指導を行なっておるというのが現状でございまして。

○多治見説明員 お答えいたします。

ただいま通産省のほうからお答えがございましたように、従来建設省といたしまして、砂利の問題は、河川砂利だけに限って都道府県知事に対する指導監督をいたしておたわけでございまして、御承知のとおり、その根拠法規が河川法でございまして、河川砂利につきましても、一応河川砂利の採取許可その他を知らずして実施しておりますが、やはり考え方をいたしましては、河川管理を第一義に考えておるという傾きがございまして、さらに、陸砂利等につきましても、河川法と関係のない面もございまして、そういう面につきましても、従来消極的な面もあつたかと考えられます。そこで、今回の法案の立案に際しましては、実はそういう面も含めまして、河川管理と同等に河川砂利の採取についても新しい法案によって積極的に取り組もうということをやつてまいらうつもりでございまして。

○永井委員 いままでの砂利採取の実態は、川に資源がある、それをとるにまかせていた。もちろん

河川監守なり河川管理の条項はあつたでありまして、被害が出てきて初めて問題にしている、あるいは、河川のはうが取り締まりがきつくなつてきたので、これが山へのぼつた、おかへ上がった、そこにもまた問題が出てきた、こういうことでこの法案が出てきたのでありまして、けれども、そこには砂利を取り組む基本的な政策というものが、ない。したがって、こちらでしほり出せばそちらのほうにふくれていくという自然発生的な採取の状況にまかせていたのがいままでの砂利採取企業の実態ではなかったか、私はこう思うのです。局長は、資源が不足してきて非常に困難な状態にある、需給のアンバランスができた、こういうことであります。そういう状況の中で、いかにこの砂利の資源を開発し、あるいは安定的供給の量を確保していくか、こういうことが一つの政策であります。遠くれば遠くなつただけに、輸送の面において、コストの面においていろいろ出てくると思うのでありますが、いままではほとんど政策がなかったといつていい。この法案を基点にして総合的な政策というものを立てて、そしてその年次計画によって具体的に進めなければいけないと思つております。その意味においては、河川局では河川砂利関係通産集であるとか、あるいは通産省におきましても、今後の骨材政策の進め方、こういうようなものを委員会等において討議決定をしておりますことは、私は一つの進歩であると思つております。そして、今後の骨材政策の進め方、内容は、一応われわれも肯定できるわけでありまして、ただ、これを具体的にどういうふうに進めていくか、これをどういうふう具体的に具体化していくか。ただ問題の提起にとどまる部分が非常に多いのでありまして、これをどう具体化していくかという点については、各省間の調整については何か機関を設けるのであります。またその中において年次計画をどういうふう

にこたえていく、河川は具体的にどこから、あるいは山砂利はどうである、あるいは陸砂利はどうであるという具体的なものはほとんどありません。そういう政策の具体化をどのような機関でどのように進めていく、そうしてそれを実行する企業をどういうふうな構想で持つていくのか、あるいはそれに必要な資金関係その他はどういうふうな裏づけがあるのか。政策でありまして、それから、総合的な面における具体化の内容をひとつ明確にしたい。

○吉光政府委員 先ほどお話がございましたように、通産省にございまして産業構造審議会の中に骨材小委員会というものを設けまして、そこで四十一年、四十二年にわたつて議論をしていただいたわけでございまして。もちろんこの小委員会には関係各省庁も入つておるわけでございまして、そこで将来のあり方につきましても、基本的な方向と申しますか、そういう点について明示を受けたわけでございまして。先ほど御指摘いただきました具体的な問題として、しからばそれをどう促進してまいるかというふうな観点でございまして、けれども、現実には着手いたしておりますのが通産省、建設省、運輸省の三省庁によりまして連絡会議、月二回程度やつておりますけれども、これは特に需要の多い東京、大阪、名古屋等の周辺を中心にして、骨材の供給にからみ合います諸問題を具体的な立地について現在検討を始めておるわけでございまして、これは長期需給の観点に立ちまして、現在未利用資源でありますところのものを開発いたしました場合、当然にこれは輸送ルートの問題とからみ合うことが多々あるわけでございまして。同時にまた、要するに、事業の協業化あるいは共同化等によりまして進めます場合に、陸上の場合におきましてはどうしても一定のストックポイントと申しますか、そういうふうな場所を設定する必要も出てまいりますし、あるいは陸上輸送を貨物輸送、要するに自動車輸送がいいのか、列車輸送がいいのかというふうな問題もこ

ざいます。あるいはまた海上輸送にいたしました場合に於いて、専用の埠頭というふうなものも必要になってくるわけでございまして、そういうふうな専用埠頭というものをどこに設けてどういう手段でやりたいかというふうな点等につきまして、現在関係三省庁でそれぞれ具体的なポイントにつきまして御相談を申し上げる段階でございまして、その結論が出ましたならば、それぞれ関係省庁の持ち分におきまして、たとえば運輸省におきましては港灣の問題あるいは鉄道によりましては貨車輸送の問題、建設省におきましては道路輸送の問題、そしてまた通産省におきましては企業体の協業化、共同化というふうなことで、具体的なポイントにつきまして、それぞれの問題点を抽出しながら作業を進めておる状況でございまして、先ほどお答え申し上げましたように、それに基づきまして関係省庁でそれぞれ具体的な手を打ってまいりたい、このように考えておるわけでございます。

○永井委員 この中にありますとえはダムにたまった砂なり砂利をとり、これを資源の対象にする、こういうふうなことをここに書いてみたところで、その場所が非常に上流であり、あるいはそういうダムのできておるところでありますから道路その他も十分でない、こういう問題もありましょう。書いてみたところで、それを市場に持ち出して実際の骨材として活用する段階にはいろいろ問題が、ネックがあらうと思ふのであります。そういう問題をただこの羅列的に書いても現実の政策として生かされないものでありますから、そういう関係を明確にしていくべきだ、そうして、そうはいないまでも、これは東京であるとか、大阪であるとか、名古屋であるとか、北九州であるとか、現在骨材資源の枯渇している地域に問題が多発していると思ふのでありまして、それらの地域に当面ダムのそういうものをどのくらい開発できるか、あるいは陸砂利をどういうふうに関係し、道路の開発はどうするとか、いま言った港

の問題等は相当の時間がかかると思ふのでありますが、長期の時間がかかるものと短期で対策が可能なもの、そういうものを組み合わせるタイムラグのないような政策を具体的に組み合わせるの、これが政策であると思ふのです。ただ、ここにはこれがある、これをやるにはこういう条件が前提条件になるという問題提起だけでは私は問題にならないと思ひますから、それらの主要な地域における、これから進めていく具体的な年次計画というものをひとつ伺つておきたいと思ひます。

○吉光政府委員 そういう個別具体的な計画が必要でありますことにつきましては、まことにお話しのとおりでございまして、先ほどお答え申し上げましたように、そういう特に需要の大きい、しかもだんだんと輸送距離が長くなっておりまして、この地域、特にこれは東京周辺でございまして、大阪周辺でございまして、あるいは名古屋周辺でございまして、そういう地域につきましても、実は先ほど申し上げましたように建設省、運輸省、通産省、三省で共同いたしまして、具体的な供給確保の方策、安全輸送の方策等につきまして現在案を練りつつあるわけでございまして、現在すでにこれとこれとこれをこういふふうに関係するといふ段階までは至っておりませんけれども、できるだけ早い機会にその具体的なプランをつくりまして、それに基づきましてさらに積極的なそれに対する裏づけの作業と申しますか、これをやってみよう、このように考えておるわけでございまして。

○永井委員 この法案では、公害に対する責任を企業者に負わせて、こういうことをしてはいけない、ああいうことをしてはいけないという禁止規定が多いのであります。これはそういう公害の原因をつくらぬように予防するといふことが最善の方法である。予防しますためには、資源を確保して、こういう地区の山ならば、これは砂利を採取しても災害が起らない、一定の指導のもとにやれば災害が起らない、あるいは陸砂利なら

ば、この地区ならばどのくらいの深さに掘つても災害は起らない、あるいは川砂利ならば、川砂利における稼働計画でありますとか、そういうものも一つの流れの中において計画というものが、いろいろ実情に応じて動いてくるべきものだ、天井川のようなところは自然の川に返すほうが沿線においては災害防止にもなる。ただ、その河床を下げる場合に、堤防とかあるいは水を引くとか、そういう関係の問題が起ってまいりますから、それはまたそれとして、総合的にやらなければならぬ。相当の時間がかかるわけでありまして、この川においてはこれだけ河床を下げることでできるのだという計画を立てて、そうして関連するいろいろな問題を処理しながら計画を進めるのでなければ、私は計画にならないと思ふのであります。そのためには、まずこの河川はどういうふうな計画を進めることが技術的に可能であり、実際にできるのだ、こういうことを確保させて、そして安心して企業がそれに取り組むことが必要だ。そのときどきにやるのをまかしておいて、災害が起ったらそこはだめだ、こういうふうなやり方、そういう逆算方式のやり方はいけません。予防措置を講ずる、それには資源を確保してこの地区ならだいたいこういふところ、この資源確保がまずこの計画を健康な形で進める上の出発点になる、こう思ふのであります。その点についてどのようにお考えになるか、河川関係は河川局長から、陸砂利あるいは山砂利については化学工業局長から、ひとつお答えをいただきたいと思ひます。

○多治見説明員 お答えいたします。お話しの中河川砂利につきましましては、私どものはうで従来河川法に基づきまして規制をいたしておりますが、ただいまお話しのご意見に照らしまして、従来は要するに河川管理を第一義に考へまして、河川から生じます砂利の需給につきましましては、あまり計画的に採取の規制をするというふうなことはやっておらなかったというものが実情であらうかと存じます。それが最近になりま

して砂利の資材としての問題もクローズアップされてまいりまして、また、河川の賦存量等についても相当枯渇を来しておりますので、昭和四十一年に私どももいたしまして、やはりたいだいまお話しのご意見に照らしまして、各河川についてそれぞれ賦存量を調査いたしまして、その賦存量をもとにいたしまして、河川管理の面も考え合わせて、砂利の計画的な採取をやるという方針を定めまして、一級河川につきましてはそれぞれ私どものほうの地方建設局、二級河川につきましては都道府県知事が管理しておりますが、それぞれ通達を出しまして、それぞれの管理をしております河川について砂利採取の基本的な計画をきめなさいということ、通知をいたした次第でございまして、それに基づきまして、現在、それぞれの管理者において管理をする河川ごとの砂利採取の基本計画というものを逐次定めておる段階でございまして、数字的に申し上げると、一級河川につきましては、現在までに約六十河川についてそれぞれの河川ごとの砂利採取基本計画というものをきめまして、その計画にのっとり、砂利採取の許可をいたしておるといふ実態でございまして、二級河川につきましても、同様にそれぞれ知事が各河川ごとの採取基本計画をきめていきつつあるという段階でございまして。それで、先ほどお話しございましたように、現状の河川管理の状況で採取できるという量を前提として現在の基本計画をきめておられますが、お話しございましたように、最近の河床の状況が相当変化してまいりまして、河床の低下しております部分、あるいは天井川になって非常に河床の上がつております部分、いろいろ河川ごとの状況が違つておりますが、これらを全部調査いたしまして、河床の状態をどうすれば一番河川管理上も理想的であり、かつ砂利の採取にとつても都合がいいかという調査を現在実施いたしておりますが、この調査の結果をまちまして、あらためて河床計画をきめまして、この河床計画がきまりましたら、新しい河床計画に従ひまして、さらに砂利の採取の可能量を訂正いたしまして、基本

○永井委員 たとえば河川における資源確保の問題にいたしましても、いまの時点でこれはいけな
い、河川管理の立場にウエートを置いて問題を判
断すればこれはいけないということでありまして
も、砂利の資源が非常に重要性を持つものだと
いうような時点で立てば、また違った側面から問
題の価値評価が出てくる。したがって、今後は、
自然に賦存している砂利というものは、掘ってい

れといたしましたが、そういうつもりでこの法の実施に当たりたいというふうに考えております。

○永井委員 次は化学工業局長にお尋ねいたしますが、先ほどの答弁のように、陸砂利なり山砂利というものは所有が個人所有だ、したがって資源を把握することもなかなか困難であるし、採取についても困難な問題がある、こういうお話であります。私はそれはそのとおりであらうと思う。そ

ろうかと思うわけでございますけれども、そういう特に奥地開発というふうな問題になりますと、やはり事業のあり方、どういう形で開発すれば一番よろしいかというふうな事業形態論の問題も含めて判断をせざるを得ないのではないであらうか、このように考えております。

○永井委員　政府の打つ手は、行政措置というのはこれはあまり先走りしてもいけないでありま

うな企業形態というものを考えていかなければならないのではないか。今日のように企業を乱立させて、そうして過度の競争の中からむちゃくちゃなことをやっていく、そういう結果として公害が出ているわけでございますから、そういう過度の競争をなくする、そうして資源、国土を大切にしていって、そういう一つの企業によって連鎖反応的な災害というものが波紋を描かないような、

は対象設備といたしまして、破砕装置あるいは運搬設備等の設備が対象になっておるわけでございまして、これはちょっと古くて恐縮でございますが、昭和四十年のこれによる貸し付け実績でございますけれども、貸し付け総額として三億七千六百万円が貸し付けられております。それからいよいよ中小企業金融公庫による一般的な貸し付けでございますけれども、この四十年における貸し付け額が二十一億八千七百万円というふうに報告が出ております。

それからさらに機械のほうの関係でございますが、租税特別措置法による合理化機械等の特別償却の適用を受けておまして、現在対象機械として掘きく機あるいは水洗いの選別装置、破砕機というふうなものがこの特別償却の対象になっておるわけでございます。もちろんこれだけで十分だとは考えていないわけでございまして、この新法成立を機会にいたしまして、災害防止関係について相当多くの負担を事業界自身にしたいといたすわけでございまして、現在あります諸制度の内容についてさらに拡充のために努力してまいりたい、このように考えておるわけでございます。

○永井委員 十二時三十分までということでございますから、あわせてお尋ねをいたします。

砂利採取業というふうな業態に対する融資措置は、私はなかなかむずかしいと思うのです、担保となるものがないのでありますから。建物があるわけではない。あるいは機械くらのものでも、それもそうどこにでも使えるという機械ではない。それだけに、砂利採取業というものの重要性なりその位置づけが政策的にとられて、そしてそれを健康に育てるといふ立場から政策的に融資措置なり助長政策をとらないと、私はなかなか金融ベースには乗れないと思うのであります。でありますから、古い数字でありまして三億とか一億とか、この程度ではもう問題にも何にもならない、こう思うのであります。

さらに、骨材の重要性というものの位置づけの

上から、法案の中に単に宣言的な字句が入ったからこれでいいのだということではなくて、この法案以外に砂利採取企業についての法規定というものを、あるいは法規定がなければ、政令なり何なりでもっと明確なものを出すべきだと思ふのであります。これについてどう考えるか。

それからその次に、事業担当者の国家試験を行なうというのですが、これはたいへんきょうぎよくして権威があるようでありますが、一体経過措置としてはこの国家試験はどのような程度に行なうのか。現在やっておるものを経過的に認めていくのか、あるいは正確な国家試験としては、いつごろからどのような内容で発足するのか、これらの点をお伺いいたします。

もう一つは前回、砂利採取法を制定いたしましたときに問題になったのは、川の沿線なりそういうところで農家が自家用に砂利をとる、あるいは個人が庭に敷く砂利をとる、一体そういうものまでも対象にするのかどうかということが問題になったわけであります。今回の改正にあたりまして、この法案の対象とするものはそれぞれの市町村の公営的なもの、あるいは個人的なもの、そういうものは対象から除外するかどうか、それらをあわせてお尋ねをいたします。

○吉光政府委員 お尋ねは三点あったと思ひます。

第一の、従前の融資措置等に満足すべきではなくて、さらに零細企業者あるいは砂利採取業者に対する助成措置等について積極的に考えるべきではないか、こういう御質問だと思ひます。私も全く同感でございます。従前の措置だけでははたして今度の新しい負担に耐え得るかどうかという点で、相当の問題があるかと思ふわけでございまして、やはり従前の措置に加えまして、さらに現実の新しい負担に耐え得るような特別の措置と申しますか、たとえば汚濁等につきましての積極的な融資あつせんその他につきまして、拡充していかねばならない面というものが

非常に多いのではないかと、このように考えておるわけでございます。ただ具体的に当面の問題といたしましては、先ほど大臣お話しございましたように、すぐに追っかけてまして、砂利採取業者自身につきましても必要な法案というふうなものについては、ただいま準備していないわけでございまして、ただいま準備していないわけでございまして、災害をいかに防止するかという点に焦点を置きまして、したがってしまして、砂利採取業の健全な発達という点につきましては、先ほど御指摘を受けましたように、非常に抽象的な規定が入つておるのみでございます。その抽象的な規定をここにいたしまして、積極的な、具体的な措置というふうなものについて検討していただきたい、このように考えておるわけでございます。

それから第二にお尋ねございました、業務主任者の国家試験の関係でございます。すでに御存じのように、現行の砂利採取法におきましても業務主任者の制度はあつたわけでございまして、資格等についてはこれは制度がございまして、資格等については何らの制限がなかつたわけでございまして、したがってしまして、最近の砂利採取業の起こしております災害、公害問題等を考えました場合に、やはりここに法的な判定力を持つ業務主任者というふうなものが置かれますことが、企業が災害問題等につきまして積極的に働き得るものとがでるのではないであらうか。要するに、災害に対しますところの企業の認識というものの相当改まつてまいるのではないであらうかというふうなことから、実は登録制の条件といたしまして、業務主任者につきましては国家試験、あるいはまたそれに準じますところの都道府県知事の認定というふうなものに合格した人にやつていただくということにいたしたわけでございまして、ただ、これができまして、できるだけ早く施行したいというふうなことを考えておりますので、短期間のうちに完全に非常に高度の知識を持った主任者というふうなものを充足することは、きわめて困難でござい

ます。さしあたりの問題といたしまして、この試験の内容等の問題、現在具体的に検討を加えておりますけれども、大体レベルといたしましては、新制の高校卒程度の知識と申しますか、そういうものを中心にいたしまして、特に基礎的な事項としての関係法令に関する基礎的な知識、あるいはまた土木工学等に対するところの基礎的な知識、災害防止等についての基礎的な知識と申しますか、そういうふうなものを前提にしてこの試験を実施してまいりたい、このように考えておるわけでございまして、さしあたり問題といたしましては、試験も公布から施行の間に準備をいたしまして、けれども、同時に認定制によりまして、現に従事しておられる方々で、これに認定されるという方が相当多いのではないだろうか、このように考えておるわけでございまして、過渡的に遺憾のないように措置したい、こう考えております。

それから第三の御質問でございますけれども、農家自家用あるいは個人等の問題でございます。農家自家用あるいは個人等の問題でございます。今度の砂利採取法におきまして、現行の砂利採取法と変えたところは、現行の砂利採取法においては、営業目的で砂利を採取するということが限定はされておりました。それから、公共団体等は、砂利採取法の適用からは除外されておるわけでございまして。今回は営業を目的としておるかどうかというところは問わないことといたしました。それが長期的に自家消費である、たとえばなまコン業者が自分のなまコンをつくるために砂利を採取するというふうな事項もございまして、自家消費といえども一応法律の対象にいたしたわけでございまして。同時に、公共団体等も、この適用を原則的に受けるというところをいたしたわけでございまして。先ほどお話しがございましたように、個人が自分の庭に、あるいはまた農家が自分の何にというふうな形で、非常にその範囲が小さいというふうなものにつきまして、そこから公害問題が起る見込みも全然ないというふうな、そういう企業形態につきましては、政令で適用除外規定ができるということにいたしておるわ

けでございまして、いま御質問いただいたような
そういう業態のものであれば、おそらく適用除外
になるというふうにお考えいただきたいと思うわ
けでございまして。

○永井委員 最後に、資源の確保については、な
お問題をもっと掘り下げなければならぬと私は思
います。それから需要の面については代替品の開
発とかいろいろあるかと思いますが、また価格の開
係については、現在の砂利のコストの六〇%以上
が輸送費でありますから、輸送費の合理化が一番
コストに影響する問題であると思うのでありまし
て、距離が遠くなれば遠くなったで、そのコスト
へのはね返りが相当多いと思うのであります。こ
れらについては官公需が大きな需要者でありま
すから、設計単価その他の関係が相当問題になっ
ていこうと思ひます。砂利採取業の構造改善ある
いは共同化その他については、なおいろいろ問題
があるだろうと思うのであります。時間があ
りませんので省略いたします。

いずれにいたしましても、砂利というものは資
源が自然に賦存しておるといふところから、あま
りこれを重要視しておらない。そしてただ掘って
砂利かというふうな扱いにされておるのが現状だ
と思ひますが、資源的に考えても、量と質から考
へましても、重要な資材になりつつありますし、
また現在行政措置の領域が非常に多い。役人の
主観的な考えが相当に実際に影響する。末端など
へ行つてみますと、河川監守や何か現場でいろ
いろ個人的な愛憎好悪で問題を処理する点が多
く、問題がいろいろあります。そういうことで、
行政措置で主観的にものを左右するのではなく
て、客観的な基準を明確にして、だれでも安心し
てその線に沿つてやれるような諸体制の整備が必
要である。砂利としてばかりにする資材ではない、
こういうふうにも思ふのでありまして、今後さらに
法規制を明確にする。そうして政令その他、通謀
等を出す場合には、それらはひとつこれの裏づけ
となり、肉づけとなる性質のものであります。さ
ら、われわれの委員会に必ずそういうものはつ

きりと示してもらふ、こういうことを強く要求い
たしまして、私の質問を終わります。

○小峯委員長 午後一時三十分から再開すること
とし、この際、休憩いたします。

午後零時四十一分休憩

午後一時五十分開議

○小峯委員長 休憩前に引き続き、会議を開きま
す。

砂利採取法案並びに電気用品取締法の一部を改
正する法律案を議題とし、質疑を続行いたしま
す。中谷鉄也君。

○中谷委員 砂利採取法案の審議にあたりまし
て、砂利採取に伴う種々の被害の防止、このこと
が法改正の大きな柱になっているわけでありま
すけれども、何と申しましても被害の中で最大な
ものは人の命であらうと思はれるわけでありま
す。再び水遊びのシーズンに入つてまいりました
が、五月十二日のたんぼの穴が坊やをのみ込んで
しまった、「無謀じや取り」遊びに来て深みへ」
という新聞の記事を最初に引用いたしました。こ
のできごととの問題点がどこにあるのか、これらに
ついてどのように措置をされるかについて関係の
方々にひとつお尋ねをいたしたいと思ひます。記
事の内容は次のとおりであります。伊丹市の春日
丘に住んでいる調理士の岩佐さんという方の次男
坊の正二君、小学校の四年生であります。工務
店の所有のたんぼ、大きさはほぼ千六百平方メー
トルあるところであります。その中にできてしまつ
た水たまり——その大きさは千三百平方メー
トル、深さは四メートルあるそうです——にあきカ
ンをつかへて友だちと一緒に石をぶつけて遊んで
おつた。あきカンが岸に近寄つたために土手をお
りたこの少年が手を伸ばしてあきカンをとろうと
して足をすべらして水たまりに落ち込んで、みん
な大騒ぎをしたけれども、結局人工呼吸もかなわ
ずに死亡してしまつた。現場のたんぼというのは
道路のすぐわきにある。一応道路に面した部分約

十メートルに四段の有刺鉄線が張つてあるけれど
も、隣のたんぼや民家の庭先などから入ることが
できる。道路から水たまりまでは約七十メートル
あるが、採取あとの周囲には立て札も防護さくも
つくられていない、こういうふうな状態でありま
す。

そこで最初に、すでにこういうふうな子供さん
の命がなくなつた、こういうできごとであります
ので、警察庁にお尋ねをいたしたいと思ひます。
伊丹市のできごとであります。警察庁のほうでは
この事件についてどのようにお取り計らいになつ
ているか。伊丹署では、これから水遊びをする子
供がふえるので、現場周囲にさくを取りつけるよ
う同工務店に警告を発したというこの記載があ
る。しかし、はたしてそういう警告を発しただけ
で本件は足りるのだからどうか。刑法二百十一
条等の問題について衆議院、現在参議院において
本日も盛んに審議をされておられるけれども、本件は
この種の問題としてむしろ理解されるべき問題では
なからうか。これらの点についてひとつ警察庁の
見解を承りたい。子供さんが砂利のとおりあとには
まり込んで死ぬという報道が毎年いまごろになる
と同じように繰り返されておる、そういう記事を
毎年見なければならぬことについてまず警察庁の
御見解を承りたい。

○井口説明員 ただいま御指摘になりましたよう
に、例年春から秋にかけてまして、いわゆる水遊び
の事故が非常に多いわけでございます。至ると
ころに、あるいは管理者の管理の不徹底とか、あ
るいは保護者の監視の不十分といったような原因
が伴ひまして、非常に危険な個所がたくさんある
わけでございます。警察といたしましては、全国
に毎年指示を出しまして注意事項をこまごまと出
しておるわけでございます。特別に規制の方法と
いうのはございせんので、ただいま御指摘がご
ざいましたように管理者に警告をしてしかるべき
施設をさせるとか一般の注意を喚起しているとい
うやり方をしているわけでございます。

きましては、私もまだ報告を聞いていないわけ
でございまして、この実情につきましましてさく
よく調査をいたしまして、もし刑法上の違反が成
り立つ、犯罪になるということでありまますなら
ば、十分捜査をいたしました上で適切な処置をし
たい、かように考えております。

○中谷委員 警察庁に対する質問をまとめていた
しておきたいと思ひます。
一体、水遊びのシーズンが近づいてきて、かわ
い子子供が水におぼれて死ぬ、こういうふうな水
難事故があつたと断たないわけでありますけれど
も、特に最近顕著な傾向としては、川で、砂利の
採取あつと十分に復元されておらないためにその
深みにはまり込んで死亡するという事故がかなり
多いようであります。これらの予防的な措置とし
て警察庁では例年どの程度の警告を川砂利の採取
業者に発しておられるか。これが一点。

なお同時に、本件のできごとは、たんぼで砂利
を採取をして、その採取あつとが深さ四メートルと
いう池になつておつた。ここにはまり込んで死亡
したのでございまして、先ほど私が引用した
とおりであります。ある道路に面した部分にはさ
くを張つてあつたけれども、その余の部分につい
ては全然さくが張つてない。あるいは立て札等の
表示もない。警察庁としては現場の額に汗を流し
て勤務をしておる警察官の良識にそれらの問題に
ついての指導をまかしておるといふのか。それと
もこういうふうなあぶない池についての防護措置
等について警察庁独自の立場から何らかの行政通
達等をお出しになつた、そしてまた、そういうふ
うな通達をこれらの業者にされたという事実はあ
るのかどうか。これは五月十一日のできごとであ
りますけれども、現在の砂利採取業の乱掘の状態
からいいますと、おそらくこの種事故というもの
は、ことしは相当数がふえるのではないかといふ
ことで、私はりつ然たらざるを得ない。そういう
ような意味で、予防的な措置として警察庁はどの
ような措置を考えられているか。先ほどの御答弁
の中では、こういうものについては警告されると

でございます。昨年一カ年のそういう意味の水難、これはあらゆるものが入るわけでございます。三千八百八十五名なくなっておるわけでございます。ただ、この中でいわゆる砂利の掘りあとによる事故というのは、ごくわずかであるかと推定されるわけでございます。三千八百件あまりのうちではごく少ないと思うのでございますが、ただこれにつきましても統計というのを特に取り分けてとっておりませんので、詳細はよくわからないというのが実情でございます。

○中谷委員 事故の問題について警察庁と農林省に対する私の質問はこの程度です。農林省に対してはあとで農地の関係についてのお尋ねがありますが、警察庁についての私の質問は、外動課長さんの関係ではこれだけです。

そこで通産省にお尋ねをいたしたいと思っておりますが、いま農林省と警察庁のほうから御答弁をいただきましたが、この砂利採取法案についての責任の当局であるところの通産省として、先ほど私が引用いたしましたような事故の防止、要するにかわい子供さんが池にはまり込んで死ぬというふうなことの防止のためには、どのような措置がとられるべきかというふうにお考えになりますか、この点についてはいかがでしようか。

○吉光政府委員 最近の砂利の採取の形態が、河川砂利から山砂利、陸砂利という方向に相当ふえてまいっておりますので、したがって従来予想しなかったような公害あるいは災害問題というものも、現在各地で起こっておりますわけでございます。お尋ねいただきましたのは、深掘りのあととそのまま埋め戻しをしないで、水がたまってそこに坊やが落ちてくるようになった、こういう痛ましい事件でございます。従来の砂利採取法におきましては、砂利の採取の事業に着手しました後に、事後届け出の制度をとっておるわけでございまして、私どものほうはいたしまして、何らかの事故が起こりました後に初めて事実を知るといことが多かったわけでございまして、その根本的な仕組みを改める必要があるのではないであ

うかというふうに考えまして、このたび御提案申し上げております砂利採取法におきましては、事業者の登録制あるいはまた採取計画につきましても事前認可制、あるいはまたその認可行為を通じて認可された内容についての順守義務と申しますか、そういうものを業者に課するというふうなことにいたしておるわけでございまして、できるだけ事前にチェックできるものはチェックしたい。と同時に、またその掘り方等の内容が常に明らかにしておることが必要であり、それがまた現状回復への道を早くさせるものであるというふうに考えたわけでございまして、新しい法案によりますれば、その点につきましてもは相当程度徹底した取り締まりができるのではないであらうか、このように考えておるわけでござい

ます。なお、先ほどの伊丹の事件でございすけれども、現在の砂利採取法におきましては、営業目的で砂利採取する業者についてのみ規制が行なわれておるわけでございす、今度の新しい改正案におきましては、それを、営業目的のみならず業として反復継続事業としてやるという形態であれば、営業を目的としているか否かを問わないで、この取り締まりの対象になるということになつておるわけでございまして、先ほど新聞を拝見いたしました伊丹の事件は、砂利業者であるかどうかという点につきまして、現行法の砂利採取法でどうなるかという点につきましては、いささか疑問があるかと思ひますけれども、新しく提案しております採取法におきましては、そういうものも含めて取り締まりの対象にするというふうな方向で考えておるわけでございす。

○中谷委員 通産省にお尋ねをいたしたいと思ひますけれども、砂利別災害等の発生状況であるとか、原因別災害等の発生状況あるいは主要災害等の発生状況を被害種類別等で拝見をいたしました、そこで私がお尋ねをいたしたいのは、原因別災害等の発生状況の中で、洗浄汚濁水の排出によるものというものが非常に多いようであり、それから土地の掘さくによるもの、水たれ運転等に

よるもの、廃土のたい積によるもの、盗掘によるもの、飛砂によるもの、沈んでん池の決壊によるものというふうな原因別災害がなつておる。そこで、これは何と申しましても災害は大きなことなもので、私はこの機会に指摘をしておきたいと思ひますけれども、そういうふうな原因と災害の状況とが必ずしも結びつかないわけですね、この表を拝見いたしました。そこで分析していただきた

い。洗浄汚濁水の排出によってどのような被害が生じたのか、土地の掘さくによるもの、どのような被害が生じたのか、水たれ運転等によるもの、被害が七件とあるけれども、これら一体どのような被害が生じておるのか、これらの原因と、そうして災害が発生したところの被害との結びつきを、この機会に明確にしたいと思ひます。私は思ひます。と申しますのは、(2)の原因別災害等の発生状況というのを拝見いたしました。それが主要災害等の発生状況の被害種類別とは必ずしも結びついていない、これをひとつ明確にしたい。また、これは、昨年もあったことしもある、こういう子供さんの命がなくなったという痛ましい事故なんです。これらの事故がいわゆる砂利の災害として通産省の統計資料の中に把握されておらないとするならば、これは非常におかしいことだと私は思ふ。この種の事故は通産省の被害としてここにしておるんだということと拝見をしてよろしいでしようか。これは、昨年の神奈川県

の事故なんかここにしておるんだということ、明確にしておいていただきたいと思ひます。以上であります。

○吉光政府委員 原因別の災害の発生状況と主要災害の発生状況の相関関係の問題でございますけれども、最近の特徴といたしまして、洗浄汚濁水の排出によるものというのが一番大きなウェイトを占めておるわけでございす、結局これは先ほどお答え申し上げましたとおり、河川砂利から山砂利、陸砂利という方向に砂利の採取形態が変つてまいりまして、山、おかで採取いたしまし

たものにつきましては、必ず洗浄行為を伴うものでございまして、これは河川砂利と形態の違つておるところだと思ひます。これは被害のほうで申し上げますと農業に関する被害、汚泥等を農地の中に運んでまいりまして田んぼに被害を与えるというふうな問題、あるいはまた次に河川汚濁という被害件数が載つておりますが、農業に関する被害あるいは河川汚濁に関する被害、あるいは水産業に関する被害というふうなものは、おおむねこの洗浄汚濁水の排出による結果として、そういう被害が起こつておる、この表につきましても、そういうふうなことで結びつけておるわけでございす。それから土地の掘さくによるものでございす、土地の掘さくによつて一番大きく被害が出てまいりますのは、主として公共施設に関する被害でございす、道路でございすとか堤防の損壊でございすとか、そういう公共施設に対する損害を与えておるものが多うございす。ただし、土地の掘さくによりまして、隣のたんぼ等についてこれを破壊させるというふうな農業に関する被害も一部ございす。

それからさらに、この土地の掘さく自身が、深掘りによりまして付近住民に対する被害といたしまして井戸水を枯渇させる。地下水の変更でございす。井戸水を枯渇させるというふうな被害もこの土地の掘さく、特に深掘りに起因しているものがございます。

それから水たれ運転等によるものでございすけれども、これは主として道路に対する問題と住民被害の問題としてあらわれてきておるわけでございす。

それから廃土の堆積でございす、これは堆積いたしました廃土の管理が悪いためにそれが汚濁水の問題として河川を汚濁してまいるといふような事例が多うございす。

それから盗掘によるもの、これは実は被害からまいりますとどの分類というふうなことを的確にはお答えできないわけでございすけれども、こ

これは山砂利、陸砂利のみならず、すべてを含めておりますので、どの分類に入っておったか、私にまさかでないのをごさいますけれども、考えられますのは、盗掘によりまして公共施設、道路、堤防等に損壊を与えるというふうな事例ではなかったかと思っております。

それから飛砂によるもの、これは実は砂利によりましては石を砕きまして小さな砂利にする。その際に住民に被害を与えるというふうな問題、これは粉じんでございます。粉じんの問題として住民に被害を与えるというふうなことでござい

それから沈んでん池の決壊によるもの。この沈んでん池の決壊によるものの中には、これも昨年の事例で申しますと、公共施設の損壊関係と、付近住民の民家をこれでこわしてしまつたというふうな事件が発生いたしております。

なお、先ほど最後に御質問ございました幼児の死亡の問題でございますが、これは原因別で申しますと土地の掘りかきでございます。それから主要災害等の発生状況の中に「その他の被害(交通危険等)」こう書いてございます。この中に昨年の神奈川県事例が入っております。

○中谷委員 警察庁の交通関係の方にお尋ねをいたしたいと思ひますが、いま私が指摘をいたしましたいわゆる原因別災害等の発生状況の中に「水たれ運転等によるもの」というのがあつたわけでございますね。そこで、これは盛んに論議されてい

たいと思ひます。

○綾田説明員 ダンプカー等につきまして、昨年、昭和四十二年中に取り締まりをいたしました総件数は約十万六千件でございます。その中で最も多い件数はたゞいま中谷先生のお話のように積載重量でございます。これが約三万三千件、それからその次がスピード違反、これが約二万七千件でございます。その他もちろん無免許、酒酔い、追越し、割り込みその他の違反もござい

○中谷委員 そこで、私は通産省にお尋ねをいたしたいと思ひますけれども、われわれが実際に住んでおりました砂利採取によつて受けておるところの被害というものは、もう四六時中そういうような被害を受けているような感じがするわけ

でございます。たとえば川で砂利を採取したために取水口が上になつてしまつて上水が不足をした、時間給水をしなればならぬけれども一体どうしたらいひだらうというふうな苦情が、住んでおる町ではもうしょっちゅうあるわけなんです。そういうふうなことを考へてみまして、先ほど御答弁

よつて災害が発生したんだというこの表ではあらうけれども、水たれ運転によるもの、たとえばブレーキがかからないで追突をしたというふうな事件というものはずいぶん多い。また水たれ運転によつて道路が非常なぬかるみ化しておるというふうな状態もかなり多いと思ひます。この通産省のいわゆる原因別、主要災害の被害種類別の統計というののほかにしてこのよう

○吉光政府委員 先ほど警察庁のほうでお答えいたしましたが、それが法規に照らしまして違反した件数を数字としておあげになつたものと了解いたしております。私も調査いたしましたものは、実は水たれ運転で道交法違反等の件数が積み重なりましてそこに一定の災害、被害が起

○中谷委員 次に通産省にお尋ねいたしますが、四十四年一月から四十二年の十二月ごろまでの

ほぼ足かけ三年にわたる被害について、いろんな統計を拝見いたしました。そこで、これら被害がどのようなところで住民の立場からいって解決をされたか、このことについては私はやはり注目いたします。こういう被害があつたということ、その被害がどのような形において、住民の被害を救済する形において解決をされたか、解決されずに泣き寝入りで済んでいるのか、あるいは役所にこういうふうな被害がありますという陳情に行つただけで、何ら処置されてないというふうなことであれば、私は非常に不都合なことだと思ひます。これらについての資料はお持ちでし

○吉光政府委員 具体的被害の問題につきましては御相談を受けました場合には、実は先ほどお答え申し上げましたように、現行法自身の監督手段が非常に範囲が狭うございます。したがいまして、具体的な命令権の発動等によつて処理される場合はほとんどないという状況でございます。現実の問題といたしましては、たとえば先ほど例が

出ました城陽町の問題にいたしましては、現地に担当者派遣いたしまして、現地で解決できる問題として、それぞれ国の地方の優先機関があるわけでございますけれども、たとえば建設省の方でございますとか、県の方でございますとか、あるいは農地関係でございますすれば農地関係の部局の方でございますとか、そういう方と一緒に被害に

としても、公害対策の一環として砂利採取に伴うところのもろもろの被害というものを考えていいのと私は思うのですが、この点についてひとつ基本的な御見解を承りたいと同時に、この種砂利採取に伴う被害については、どのようにして被害者救済をはかっていくべきだろうか、これらの点について、公害というものが認められるならば、それ

当程度拡充いたしておりますので、この命令違反

の関係でございますが、これはこの被害の防止という点につきましてはやはり関係各省庁のいろいろな知識と申しますか、そういう点について御意見を伺いながらやる場合が非常に多いと思うわけでございますので、この法律の中には関係市町村長への連絡あるいは関係市町村長から処理要請と申しますか、そういうふうな要請権を与えておるわけでございますが、現実の行政といたしましてはやはりそれぞれの出先におきます関係省庁と十分密接な連絡をとりながら、この処分を進めてまいりたい、このように考えております。

○中谷委員 認可の問題について都道府県知事に認可権があるために、一体その具体的な認可のための判断基準、認可基準等について政府がどのようにしてこれについて関与できるかということについてお尋ねをしたわけですが、今度は逆に市町村の立場からお尋ねをいたしたいと思うのです。

要するに、先ほど一例をあげましたけれども、砂利の採取が非常に深く掘り下げられたために水が出にくくなったとかいうふうな苦情、こういうものをしばしば聞きます。あるいはその他地域住民のほうから苦情が出てくるという場合、そういう苦情を一番受けるのは砂利業者であると同時に市町村長であるかと思っておりますけれども、そういう砂利採取計画の認可に際して何らかの形において市町村長がその認可に際して何かないだろうか。要するに市町村長の意見に基づくとあるいは市町村長の同意を求めるとかいうふうなことがあって私はしかるべきだと思うけれども、そういうようなことは法のたてまえから見て複雑であり少し複雑だということでは退けられるんかどうか、この点についてはいかがでしょうか。

○吉光政府委員 お話のとおりでございます、この法案の中におきましてもその点の調整を考慮しておるわけでございます。第一に、認可申請書が都道府県知事または河川管理者のほうに出されした場合に、その写しを関係市町村長に送付する

ことにいたしておりますと同時に、関係市町村長はその内容について、これは申請の段階でございますけれども、意見があれば措置請求を都道府県知事または河川管理者にすることができるよう規定を置いておるわけでございます。同時に、認可いたしました後におきまして、やはり市町村の問題として具体的災害等が起こりますあるいは起ころうとしておりますときには、市町村長は認可権者に対してあるいは命令権者に対して必要の措置を講ずべき旨の請求ができるというふうにならざるを得ないわけでございまして、地元市町村との密接な連絡のもとに行政を進めてまいりたいという角度からこの法案が構成されておるわけでございます。

○中谷委員 農林省の関係でお尋ねをしておきたいと思ひますが、先ほど若干お尋ねしました、ひとつ整理をしてお尋ねをしておきます。

要するに砂利採取による農地の被害の実態というものはどの程度あるのだろうかということについて、もし本日お答えがいただけないようでしたらお手元で資料を整理してお出しただいたしてもけっこうですから、私は次のようなことをお尋ねいたします。

要するに被害の実態、農林省で把握しておられる件数、それから原因、そして山砂利であるとか川砂利であるとかいう砂利別の状況、それは被害金額に見積もってどの程度のものだろうかというようなことについて、ひとつ農地被害の実態を御準備いただきたい。それから砂利採取のために農地転用の許可を申請した件数というものがもし容易に把握できるようでしたら、これをひとつお答えをいただきたい。それからその許可した件数、申請に伴って許可を受けた件数とその面積は一体どの程度のものになるだろうか。全体の農地の中での程度のものが砂利採取に転用されているんだらうかというふうなことも知りたいと思ひますので、お答えをいただきたいと思ひます。そうして先ほどこの法案との関係においてもお答えをいただいたのですけれども、これをひとつこの機会

にお答えをいただきたいと思ひますが、今後の農地転用許可の方針、ことに都道府県あるいは市町村等に対する転用についての指導は一体どのようなされるか。ことに砂利採取を対象とする転用に於いてどのような指導方針をもって臨まれるか。この点についてはひとついまお答えをいただきたい。

それから同じく資料として御整理いただいてけっこうでございますが、農地転用のその許可なしで砂利採取が行なわれた違反事例というのは一体どの程度の件数があるのだろうか。これは推定としてこの程度あるというふうなことにしてお答えいただきたい。現在までそのような違反事例について、なお現に違反事例としてそういうようなものが摘発された、そういう件数についてもひとつお答えをいただければ幸いです。

以上について農林省にはひとつお尋ねをしておきます。

なお、この機会に、建設省に最後に一点だけ私のほうからお尋ねをしておきます。

冒頭の質問に戻りますが、要するに五月十一日に子供さんが死亡した。これは、先ほど申しましたとおり、農地を深掘りをして、そうしてため池状態になったところにはまって死んだ、こういう事実でありますけれども、すでに何べんも指摘をされておりますように、川砂利の砂利採取業者が川砂利の採取をしたあとの始末をしない、要するに埋め戻しをしないというふうなことで、川遊びをして子供さんが深みにはまって死んだ、こういうふうな事例が数多くあるというふうなことは聞いています。毎年新聞の地方版にも、一夏に私は聞いています。毎年新聞の地方版にも、一夏に二件や三件こういう記事が載ります。こういうことを防止するために、ことにそういう子供の被害を防止するために、建設省としては、特に現状回復、埋め戻し等についてどのような努力を今日までしておられたか、こういうふうな点についてひとつお答えをいただきたい。

○中野説明員 先ほどお答えいたしましたように、申請件数、許可件数等ないかもしませんが、

さつそく調べたいと思っておりますが、現在農地転用の許可は、二ヘクタール以下は知事の許可、それ以上は大臣になっております。本件の場合には、おそらく知事の場合が多いと思ひます。全国にわたっておりまして、やや時間を要するかと思ひますが、調べてみたいと思ひます。

〔鴨田委員長代理退席、委員長着席〕

それから、今後の転用許可の方針いかん、こういうお尋ねでございますが、これにつきましては、御承知のように、農地転用につきましては、一般農地は原則として許可しないというところから、いろいろな基準を設けております。この点を末端に指導いたしますと同時に、特に、今度の法律ができますれば県知事の許可になるわけでございます。したがって、砂利を担当する部局とそれから農林関係の部局とが事前に相談を十分にするようにして、その後の連絡をとりたい。それからまた、末端におきましては、現在知事に転用申請をいたします場合には農業委員会が意見書をつけることになっております。その点も、引き続き当然意見書をつけるわけでございますから、その点につきましては十分指導をいたしたいというふうに考えております。

○多治見説明員 お答えいたします。

先ほど御質問がありましたお答えいたしましたように、建設省といたしましては、昭和四十一年に河川砂利基本対策要綱というものを定めまして、河川砂利の基本的な対策を策定いたしました。が、その基本要綱の方針に従いまして河川砂利の採取に関する許可の基準を作成いたしました。各河川管理者にそれぞれ通達を出して、河川の砂利採取の許可に際してはこの基準に従ってやるというところになっております。その準則の中に、それぞれ許可をいたします場合の条件を列記してござい

ますが、ただいまお話のございましたような危険の防止につきましては、その許可準則の第六に、掘さく等の許可の条件といたしまして、許可をする場合には、必ず土地の掘さくをして、期間中には見やすい場所に河川管理者がきめた標識

を立てておくこと、それから、掘さくが終わりましたあとは必ず危険のないように整地をしておくこと、それから、そのほかの土地の掘さく等に伴って生ずるおそれのある危険については、必要な防止措置を十分にとれというのを準則で定めまして、河川管理者が砂利採取の許可をいたします場合にはこの準則に従って実施をいたしております。

○小峯委員長 堀昌雄君。

○堀委員 最初に通産省に伺いますが、砂利は、いろいろ小さな砂みたいなのから少し大きなものでいろいろなものがありまじょうし、碎石によるものもありまじょうし、何か例示をしてもらいたいのですが、一般的に砂利というもののトントン当たりの価格は、現在一体どのくらいで、過去はどのくらいであったのか、ちょっと最初にそれから伺いたいと思います。

○吉光政府委員 最初に現在の価格についてお答え申し上げます。

これは、砂利は何ぶんにも輸送費が非常に多くかかるものでございまして、地方地方によって値段の開きがある程度ございまして、おもな地方におきまして価格を申し上げますと、二十五ミリの標準もので、札幌におきましては立米当たり千八百五十円、仙台におきましては千六百円、東京におきましては千四百五十円、名古屋におきましては千四百円、大阪におきましては千四百六十円、広島で千九百円、これが現在の実勢価格でございます。ごらんいただきますように土地の地によって、大体東京とか大阪というふうな需要の非常に強いところで、ある程度遠隔の地から持ってきているというところが、砂利価格としては高いようでございます。

それから、価格の趨勢でございますけれども、いまの東京の場合のみをちょっと例示させていただきますが、先ほどと同じ二十五ミリの洗った砂利で、立米当たり価格でございますが、四十一年の一月におきまして、これは東京持ち込み価格でございますが、千七百九十五円でございます。

四十二年の一月、二千二百七十三円、四十三年の一月、二千五百七十五円——先ほどの最近の二千四百五十円とちょっと違っておりますが、いま申し上げました価格は実は日銀調べのほうでございます。先ほどの実勢価格というものとささか違っておりますが、大体の趨勢はそういう状況でございます。

○堀委員 さつき永井委員がお話しになっておりましたところでも、確かに砂利の価格というものは輸送費がかなりだろうと思うのですが、これは元の価格、河川が海かどこかわかりませんが、元のところと原価があるはずで、その原価と、トラックに積みあるいはよごれておるものなら洗うことの、要するにそういう経費と、それから輸送費と、大ざっぱに分けるとこの三つになるだろうと思うのですが、いま例示をされた中で、どの部分でもいいのですが、これは地域によって多少違いがありまじょうけれども、標準的なところで、けつこうですが、一体原価が幾ら、経費が幾ら、輸送費が幾らということでもちょっとお答えいただきたいと思ひます。

○吉光政府委員 ちょっと数字が古うございしますが、これも、大体全部合わせまして千九百円程度のときでございますが、総原価——これは砂利を掘っております元地の原価でございますが、七百五十円、それに輸送費といたしまして、これは平均輸送キロを七十キロと見ておりますが、平均輸送キロ七十キロの場合の輸送費が当時千五百円でございます。これを合わせました千九百円でございます。したがって、先ほど永井委員のほうから御指摘がございましたように総原価全体に對しまして輸送費は約六〇・五％と非常に大きなウェイトを占めております。

○堀委員 そこで法務省にお伺いをいたしたいのですが、実は私がこれをいま問題にいたしておりますのは、今度この法律に基づいて砂利採取業者が登録制になり、いろいろな違反については罰則がつく、こうなってきたわけですが、私どもがよ

く見かけますのは、河川で、ここでは砂利をとってはいけないという河川管理者の標識があるところへトラックが入って、白昼堂々と砂利を採取しておる例を私どもしばしば付近の河川を歩いて見かけるわけです。そこでちょっとお伺いをしたいのは、刑法二百三十五条に言う窃盗というのは「他人の財物を窃取シタル者ハ窃盗ノ罪ト為シ十年以下ノ懲役に処ス」とありますが、これは告発なりいろいろなものがないまでも、他人の財物を窃取した者がわかれば、これは窃盗の罪として十年以下の懲役に処す、こういうことになるのだからと思うのですが、ちょっとそこからお答えをいただきたいと思ひます。

○木村説明員 お答えいたします。

ただいまの点は御意見のとおりでございます。○堀委員 そこで、今度は河川局の方に伺います。河川法第二十五条に、「土石等の採取の許可」というのがあって、「河川区域内の土地において土石(砂を含む。以下同じ)を採取しようとする者は、建設省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。云々、こう書いてあります。そこで私河川法をちょっと調べてみたのですが、罰則はいろいろあるけれども、この二十五条については罰則がないようですね。どうなっておりますか。

○多治見説明員 お話のように、二十五条の許可の違反につきましては罰則がついておりません。

○堀委員 そこでもう一つ河川局に伺いたいのは、一般河川というものの所有は建設省の行政財産だろと思うのですが、どうでしょうか。

○多治見説明員 建設省で所管いたします国有財産でございます。

○堀委員 あわせて二級河川は都道府県が所管しておりますから都道府県の所有のものである、こうなりますか。そこを一つ。

○多治見説明員 二級河川につきましても国有財産でございます。

○堀委員 法務省に伺いますが、そうしますと、

要するに河川の砂というのは国有財産法に定めるところの行政財産であって、いずれも国有財産である。ですから、国有財産である以上は、他人の財物をトラックを持っていつてとるやつは、国ではない場合には明らかに窃盗罪ということになるわけですね。どうでしょうか。

○木村説明員 お答えいたします。

ただいまの点非常にむずかしい問題があるわけでございます。窃盗罪と申しますのは、他人の占有する財物をその意思に反して奪うことでございます。したがって、その本質は所有権の侵害なのか、占有権の侵害なのかという争いがございまして、かりに最近の判例の趣旨に従いましてこれは占有権の侵害であるというのを考えました場合には、河川敷の砂利等が占有、すなわち事実上の管理支配をしておる財物と言えるかどうか、ここに争いがあるわけでございます。

それで、ここに持ってきてまいりましたのは、昭和三十三年十月十五日の最高裁の第三小法廷の判決でございますが、判例になっております。これによりまして、これは一番は窃盗で有罪にしたのでございまして、二審のほうは管理支配がないというので無罪にした。こういう事実につきまして、河川敷の管理は、なるほど見回り等はやっておるけれども、「その管理は公共の利用を確保するため等の行政的措置にはかならないのみでなく、これらの砂利等は流れの変化に伴い移動を免れないので、その占有を保持するため他に特段の事実上の支配がなされない限り、右事実だけでは刑法の窃盗罪の規定によつて保護されるべき管理占有が地方行政庁によつてなされているものと認めることはできない」という判旨で、これは窃盗罪を構成しないという判例が出たわけでございます。

この解釈でございますけれども、この判例で言っておるのは、河川法の適用のある河川についてでございます。その占有を保持するため他に特段の事実上の支配がなされない限り、こういふ文言の反対解釈として、何らかの事実上

の管理支配を確保する手段を講じておけばなお窃盗罪の成立する余地があるのではないかと、さうに考えられますけれども、その後これに該当する事案が出ませんので、いまのところこの最高裁判例がいわゆるリーディングケースになって、窃盗罪につきましても一応消極に解するといふような考え方に立つておるわけでございます。しかし、ただいま申しましたように条件つきでございますので、なお窃盗罪の適用がされる場合もあり得るのではないかと考えております。

○堀委員 実は私がいま申し上げたのは、砂利の価格が千九百円という標準的なものをもって見たときに、その総原価なるものが一立米当たり七百五十円。ところが、河川法では許可がなければとてはいけなくなつておるけれども、こちら側にはり罰則がない。今度はこれによって、業とするものは許可を受けなければならぬ、こういうことになすけれども、これまでですと、要するに、一級河川ヘトラックをざつと乗りつておいて、どんどんその砂をとって、さうして運びさへすれば、輸送料の千五百円、七百五十円の原価はたですから——砂といえどもやはり国の所有だと思ふのです。国有財産という規定があるならば、財産権というものは、もしそういう場合に管理ができるかできないかということによって、侵害があるかないかということになるならば、国有財産の中で、国有林を切れば盗伐ということと明らかに罰則を受ける。少し土を持っていってらどなるか。土ならいいんだということになりますね。おそろく山土をざつとくずしてトラックで運んでしまつてもこつちのほうは無罪だ、木を切つたら有罪だ。しかし、同じようにそのものは売れば金になつて戻ってくる。いま私がこの問題を提起しておるのは、これまでさういふように河川で砂をとつておるものが罰則に触れないということになつておるにもかかわらず、このような法律がはたして法律として担保できるものかどうかというところに根本的な疑問があるわけなんです。大臣、どうでしょうね。私がいま申し上げておるように、

いままでは砂利採取業者の中にはトラックをどんどん河川に持つて、特に、それもここではとてはいかぬと立て札が立つておる。これはさつき言われるところの占有権を表示したものだやうと思ふから、これなどは明らかに窃盗だやうと思ふけれども、しかし、それでもなおかつそんなものは大目に見られて、これまでの最高裁の昭和三十何年かの案件くらいで、犯罪として処分された例がないでしよう。さういふ、河川から砂を黙つてとつてきて売つた場合には犯罪として成立したことはないのではないかと思ふのですが、どうでしょうね、法務省。

○木村説明員 お答えいたします。

先ほど御紹介しました昭和三十三年の最高裁の判例以前には、窃盗罪で処断をした例はございませう。たとえて申しますと、大正九年という古い大審院判例におきましては、山林の土地といえども一たん土地を分離した以上は窃盗罪の対象とするという考え方、離しますと、それによって財産的価値が出てくるんだという考え方をとりまして、窃盗罪を認めております。それから高裁におきましては、最高裁判所から判例の出ます前には、許可条件が、期間が過ぎた以後の採掘につきまして窃盗罪の適用を認めたものもございませう。

○堀委員 わかりました。大臣、どうでしょう。

いまの話ですが、私も、法律というのはやはり国民の常識に基づくものであるべきだと思ふのです。さうすると、まず第一に、私は、この問題の中では、確かにいろいろな罰則が今度つきましました。第三条の登録、それから第十二条第一項の登録の取り消しについて、第二十三条第一項、第二項、これは災害防止のためのいろいろな緊急命令その他の関連について、第二十六条の認可の取り消し等について、第二十六条の採取計画の認可等の関係、第二十一条の採取計画についての順守義務、いろいろついているわけなんです。さうして、さういふふうにしななければならぬというところは、私はたいへんけっこうだと思ふのですけれども、しかし、その根本にあるところのいまの河川法のほう

は、第二十五条では、「河川管理者の許可を受けなければならぬ」という訓示規定だけがあつて、こつちのほうは実は罰則がないんです。だから、訓示規定で罰則がないんだから、無許可でとつてもいいんだ——それはとつちやいかなでしようけれども、とつたところで罰則がないんだから、裏返して言えば、とつてもいいんだという感じが私は理解をする。だから、無許可でとつたものというのには、言ひなれば違法行為を二つ重ねていふような感じが私はするわけだ。第二十五条の違反になる、これは罰則がないからしょうがない。それからまたそれが砂を持つていってよそで販売すれば——私は、まあわれわれの世の中で空気がだれにちよつとこれをとつていってどこかで販売するといふわけにはいかないと思ふんです。しかし、ほかのものは大体においてあらゆる地球上の物質といふものは、要するにおおむね商品として販売の対象になることが多いんじゃないか。ですから、私は、商品として販売するものの対価というのか、対価を受け取るものに該当するものをどこから持つてきて売つて利益を生じる行為は、その相手方が個人ならば非常につきりしていますね。個人の所有、私的所有なら全部犯罪である。公的所有なら犯罪にならない。これは私は何も最高裁判所と論争するつもりは一つもないけれども、どうも国民常識からすると何だか割り切れないような感じがしてしかたがない。

そこで通産大臣、いま私が言っていることは、私的なもの——個人であらうと法人であらうといふけれども、私的な財産をとつたら全部窃盗罪だ、が国の所有にかかわるものをとつたら窃盗罪にならぬ、どうも私はおかしいやうな気がするのですが、大臣どうですか、あなたの常識で。あなたは法務大臣じゃないのだから、通産大臣の常識でひとつ答えてください。

○権名国務大臣 今度の御審議をいただいておる法律によつて、無登録の事業をした者は一年以下の懲役または十万円以下の罰金、それから無認可……

○堀委員 いや、それは調べてわかつています。さうじゃないのです。私は、今度の法律でさういふに規定をされたことは、たいへんけっこうだと思つておるのです。ただ、そのもう一つ裏側にある問題として、ともかくこれまで、ここに大企業、中小企業といふので六千七百三十ぐらゐの砂利の採取業者があるやうです。業者といふやうに名前がついていゝるならば、私は問題がないと思ふのですが、裏返して言えば、ダンブカーが一台あれば、許可も受けないで河川へ行つて砂利をとつてきて、売れるのですよ、いまの法律の定め範囲だつたら。さうして、それは買ったやつがなければ職品になるかといつたところで、窃盗でないのだから職品にならない。どんどんさういふから買つていいのですよ。買うことには何ら違法性はないわけだから。今度の法律も、違法なものから買ったものを罰することになつていゝる。さうすると、さういふやみ業者といふやつが出てきてどんどんやることについては、これはチェックができません。やみのやつがチェックできないといふことは、裏返して言えば、もしこの諸君が逸脱した処理をしたときに、はたしてチェックができればどうかについて、法律が担保されておるかどうかについて、私はちよつと疑問を持つたから、そこらはやはり土台をきちんと守られたいじゃないかと、この法律はきちんと守られたいじゃないかという疑念を持ったから、実はこの論議を始めたわけなんです。

だから、大臣に私は伺いたいのは、私的なものをとつたら窃盗になつて、国の所有にかかわる砂をとつても、売つて金もうけをしても、窃盗にならないといふのは、国民の常識としてはおかしいのじゃないかといふことです。最高裁は、大きな条件がついていゝるけれども、窃盗にならぬといふ判決を下してゐるのです。私は最高裁と論議をするのじゃない、これは立法の問題で考えればいいことですから、立法でそこをふさいでおかないとまずいんじゃないか。さうしないと、これ

がほんとうに生きてこないのじゃないか。だから、裏返して言えば、河川法二十五条と罰則をつけたとか、あるいは国の所有にかかると、土でも砂でも、何でも窃取したるものは、これは窃盗の罪と同様にしようというものを刑法でどこかに書くべきだろうし、過失傷害なんというもので大騒ぎするよりも、こういうことのほうがずっと重要な問題だ。それが刑法の中で抜けておるのじゃないかという気がするわけです。ここは法務委員会じゃないから刑法の論議をする気はないけれども、常識論としてどうもおかしい、大臣そこをどう思うかというのです。大臣の答弁をいただきます。

○椎名国務大臣 結局、この法律が成立した場合には、ただとていくわけにはいかぬ、こういうことになると思うのです。

○多治見説明員 私の先ほどの答へがちょっと足りなかったかもしれませんが、ちょっと補足させていただきますが、二十五条の「土石等の採取の許可」につきましては罰則がございせん。これはお話のとおりと思うのでございせん。この点につきましては窃盗罪の成立云々につきまして問題があるような御意見も一部にございせん。ただ河川管理上の実態といたしましては二十五条のほうに「土地の掘さく等の許可」というのがございまして、これには罰則がついております。したがって、これに砂利の採取等についてお話しするような違法な採取というような事態がございました場合には、河川管理者といたしましては二十五条のほうの掘さくの許可という条文に対する違反というところで罰則を適用していただくように、現在も実施上はやっております。二十五条と二十七条の罰則の関係は、窃盗という刑罰につきましてはいろいろ御議論があらうと存じますが、河川管理上の実態としては現在事実上は支障なくやっております。できるだけ違法の行為を押えられたいということで現実にも押えているというふうにわれわれ考えております。

○堀委員 そうすると、二十七条違反で罰則に触

れた例というのはどのくらいありますか。
○多治見説明員 実際に河川法の罰則の適用を受けたという事例につきまして、ちょっと数字を持っておりますが、最近この砂利問題の問題化に伴いまして、河川管理者といたしましてはそういう盗掘については非常に注意をいたしております。警察等とも緊密に連絡をとってこれが取り締まりを実施いたしておりますので、最近非常に二十七条違反についての告発という件数はふえてきております。

○堀委員 私はなぜそういう問題を提起したかといひますと、だんだん砂利の原価は減ってくるわけですね。特に都会地の周辺の砂利の原価というのは減ってくる。ところがさっきのお話のように砂利の原価というのは六割が輸送料となれば、まずこの輸送料を短縮することがもうかる一つですね。輸送料を短縮して、もし原価がたまたまこれほど下りてくればいいわけですが、実は私は阪神間で武庫川の川原をちよいちよいと歩いてみただけでも、あの武庫川の川原にちやんとこで砂利をとってはいかぬという県の出で出ているにもかかわらず、白昼公然とダンプを入れてとっているわけですね。われわれもそれをとっているからといって、一々それをちよつと電話をかけにいってもいかにぬすめるからそれをそのまま見ているけれども、そういう公的なものの管理が不十分なのであるというところが実はかなり行なわれておると私は思うのです。そうして河川法のはうではさうだとしても、これがもし窃盗ということになれば、買ったほうが贓品の場合によつては処分ができるようになると思うのだけれども、いまの法律では、これは買ったほうは安いに越したことがないといふことになる、そういう違法な行為が実際には相当に行なわれておるといふ事実があると思ふ。だから私は今度のこの法律が実行されれば確かにかなり処理されると思うけれども、これまで河川の砂利や何かの問題の処理が必ずしも厳格に行なわれていないということになると、私はこの法律自身の施行がほんとうに厳格に行なわれる

のかどうかについて非常に不安がある。特にこれの罰則は、懲役一年以下です。片一方は窃盗といふことになる十年以下だからだいじぶしつと影響力があるけれども、一年以下ということになつてくるから、そこらのも含めて、通産大臣も河川局のほうも法務省も、黙って見のがすのでなく、これに反して国の砂をとったやつは窃盗で罰せられるくらいのことを考える必要があるんじゃないかと思うのですが、通産大臣、どうでしょう。ルールに従つておる者はこれでいいのですよ。ところが世の中というのは、これからだんだん砂の値段が上がつてくると、ルールに違反してやるやつが必ず出る。これは悪いやつが出ないほうがいいけれども、しかたがないですよ。そういう者がいたらこうするぞというやうなものがあれば、みなワクワクの中で行儀よくやりましようといふことになると思うので、どうですか通産大臣、その点は政府で少し検討してみる余地がありませんか。

○椎名国務大臣 刑法上の点から言つて無罪、しかし砂利の管理という点ですか、そういう行政罰から言つて無罪放免というわけにはいかない、こういうのでつじつまは合うわけでありまうけれども、しかし刑法上無罪で、ただ秩序罰としてこういうことがあり得るということは、何か非常な矛盾を感じることはいふまでもないと思うのです。さういふ点で、これはひとつその筋によく研究してもらなければならぬことだろふと思ひます。
○堀委員 最高裁でそういう判決が出る以上は、これは立法のほうで措置をしなければむづかしいんじゃないか。しかし参事官もお聞きのように、私も刑法に詳しいわけでも何でもないのですけれども、一般の国民的常識でさういふのは何となくわけて、どうも割り切れない。というのは、それが売らないといふのならいいのですよ。持つて帰つて自分のところの庭に入れたくならいたしたことはないけれども、それを販売して利益を得て、なおかつそれが——私は国のものも他人の財物だろふと思うので、どうもちよつと割り切れない

いのです。そこらは抜け穴がなくなるように、ひとつ政府として検討していただきたいと思ひます。
終ります。
○小委員委員長 金丸徳重君。
○金丸(徳)委員 砂利採取法のことにつきまして、二点お伺いいたすのでありますが、私は時間をなるべく節約する意味において、いきなり、私が地元でいろいろ痛感いたしておりますこと、二、三をあげてお尋ねいたしたのであります。しかしその前に、私が本法案を拝見いたしました、確かに非常な公害が、目に余るものが起きておりますので、この辺において抜本的な対策を講じなければならぬというところにつきましては、全く何らの疑いなく御同感であります。しかし、いま日本の建設、開発を取り上げる上において一番ネックになつてゐるものは何かと考へてみますと、一つは確かに土地問題、もう一つは骨材ではないかと思はれるのです。しかもこの骨材が両三年来ますます逼迫を加えてきたといふやうな意味におきまして、実は率直に申しますと、取り締まり法規を考へる前に、そのもとになつてゐる骨材の供給源をもう少し根本的に、総合的に立て直していかないと、せっかく公害取り締まりあるいは指導の法律をつくつてみても、もとがくずれていくゆゑに実効があがらないのではないかと思ひまして、したがって何とかして政府がどういふふうな根本策をお持ちになつて本法案を出しにされる気になつたのか、それからひとつお伺いいたしたいと思ふのであります。

○吉光政府委員 まことに御指摘いただきましたとおりでございます。骨材は土木建築材料の基礎原材料でございます。これが安定的に確保されるということが日本の土木建築の仕事自身に重大な影響を持つてございまして、お話のとおりだと私も思つておるわけでございます。この骨材の安定的な供給を確保いたしますため

に、従来骨材の中心をなしておりましては河川砂利でございますが、その河川砂利、山砂利、陸砂利等を含めまして、昨年度で大体八〇％強の砂利が供給源であつたわけでございます。あと二〇％程度のものにつきまして、いわゆる岩石砕石と申しますか、あるいは人工軽量骨材その他の骨材が用いられておつたわけでございます。基本的には、そういう供給につきまして砂利、岩石砕石等の総合的な供給計画が必要になってまいるといふことであらうかと思つたわけでございます。同時にまた、砂利にいたしましてもだんだんと需要地から遠隔の地で開発されてまいり、いわゆる奥地開発の問題でございすけれども、そういう奥地開発に伴います輸送距離が長距離化いたしますとか、あるいはまた道路の問題でありますとか、あるいはさらに流通の問題にも一部入るかと思ひますが、砂利の大きな集積場と申しますか、そういうふうなもの、そのものが一貫され、さらにまた輸送網といたしまして、道路輸送、鉄道輸送、それに海上輸送というふうなものが総合的に把握されまして、初めて骨材の安定的な供給ができるものである、こういうふうな考へておるわけでございます。

実は通商産業省に置かれました産業構造審議会の骨材小委員会におきまして、それぞれの学識経験の方にお集まりいただきまして、四十年、四十一年とある二年かきまして、この問題についての基本的な考へ方につきまして整理をいたしたわけでございまして、昨年の初めに答申をいただいたわけでございまして、基本的な骨材問題に対する認識のしかた、まことに先ほど御指摘いただいたとおりでございます。

○金丸(徳)委員 基本的にはずいぶん検討を進められておるうちに承りました。その点も私は安心いたしましたのでありますが、ただ、いまお答えの中で、いままでその供給の大宗であつた河川砂利がだんだん枯渇してきて、山砂利、陸砂利といひますか、そういう方向に進まざるを得ず、さらにこれはちやうだいたした資料によりますと、輸入砂利

さえも四十三年度においては百万トンが予定され、四十六年度においては六百万トンにも及ぶものが予想されるというふうな状況でありまして、これからますます需要が増してくるであらうところの骨材がこういうふうな状況になりますことは、まことに憂うべきことだと思つたのであります。現行法が施行されました三十一年当時にございましては、大体系七千万トンといわれておつた。それが、いまや砂利だけでも三億五千万トンといふふうなこの表ではあらわされておるのであります。実は私が先年建設委員会において建設大臣にお伺ひいたしましたときには、わが国における河川砂利の総数量はおよそ六億トンであらう、当年額二億トンの需要があるので三年きりもたない、あとのことについては相当考へなければならぬ深刻な問題があるんだ、こういうふうなお答えでありました。まことにそうだと思つておつたのであります。しかし同時に、私は考へるものであります。はたしてこの河川砂利というものはもう全くとり尽くし、もしくはだんだん減る方向にいつていけるのでありましようか。わが国の治山治水というものは、それほど整備されておるところになつておるのでありましようか。わが国の国土は、もはや河川砂利にはたよるほどの資源がない、整備されていけるところになつておるのでありましようか。私はどうもそうは思われません。

また河川砂利は相当ある、相当たまっておると見てよろしいんじゃないかと思ひます。ただこれをとる方法なり政策なりがそれに集中してまいりさえすれば、なおここに資源ありと言ひ得るのではないかと思ふのでありますが、これらのことについてはどういふふうな見解を持ってお進みになつておられますか。

○多治見説明員 お答えいたします。

河川砂利の需給関係につきましては、先ほどお話をございしましたように、建設大臣が建設委員会で申し上げましたように、一応現状で六億トン、したがひまして、ここ数年の採取を続けますと、近い将来に枯渇するという見通しで現在おる

わけでございます。しかし、これを現在のままで採取を続けていくということは、われわれとしては考へておらないわけでございまして、先ほど御説明申し上げました河川砂利基本対策要綱の中でも、新しい砂利のとり方というものを考へておりまして、たとえば河川にあります玉石とか転石を砕石いたしまして砂利にして使う、あるいは貯水池とかダムにたまつていける砂利、そういったものを積極的に開発して使えるように持つていきたいといふことで、こういった従来とつておりませんでした砂利について積極的に開発を進めまして、そこから砂利の供給をさらに増大していきたいといふことで、そういった方策も逐次検討いたしております。

それからさらに賦存量についてでございますが、現在、本年度一千万円程度の調査費をいただきまして、河川の砂利の賦存量につきまして徹底的に調査いたしたいといふことで、調査を実施することになっております。その際われわれとして考へておりますのは、現状の河床で、現状の川の状態とつて差しつかえない河川砂利の数量、それからさらに加へまして、河川の基本計画を變更して、河床の状況その他急速に河川ごとと調査いたしまして、さらに河床の低下をはかつていける河川がございしました場合には、そういった河川の計画を検討いたしまして、河床の低下対策を十分にやつた上で、さらにものと砂利をとれる状態に持つていきたいといふことで、そういった調査とあわせてやつておりますので、必ずしも現状の採取量そのまま進むつもりじゃございませぬ。したがひまして、今後の需給につきましましては、まだ調査の必要がございまして、はつきりした数字は出ませんが、今後の計画の検討の結果、相当量採取可能な砂利が出てくるのではないかと

いう希望は持つております。

○金丸(徳)委員 希望を持つて調査をお進めになるといふことでありますが、実はもう数年前から建設省では相当これに注目し、重大な関心を持つて調査を進めておられたと思ひます。ただ、

いまおっしゃる通りに、河川政策、治水政策の根本にまで触れて、つまり、いままでは川砂利というものはあまり重大視することなく、ただいたずらに疎水し、いかに災害を少なくするか、それに経費が少なくてできるかというふうなことで進められてきたと思ひます。これではいまの骨材問題を解決するための河川政策のねらいは違つておるわけでありまして。今度はただ単に治水といふことではなくて、いままでたまたま川砂利が日本の建設のために重大な役に立つたという意味において、川砂利にあらためて重点を置いて河川政策を編み直す、改定し直すといふことではなければ、この急場はしのげぬんじゃないかと思ふのであります。そういう方に考へ方を改めて御計画の立て直しをなさるそうでございますが、これは一体いつごろまでかかるのでありましようか。こうした法案を出すについて間に合うことでありましようか。十年も二十年もかかるというものであつてはいけな

いように思ふのでありますが、お見込みはいかがでございますか。

○多治見説明員 お話の趣旨はよくわかりまして、河川砂利の問題は非常に重大であるといふことはわかりますが、河川管理者といたしましてはやはり治水、利水という点から河川管理は第一義的に考へていくといふことについては変わりはないからうかと考へられます。ただ、治水、利水の河川管理の面から支障のない限度において砂利を採取するといふたまでは従来どおり変わらないかと存じますが、その中で、先ほど申し上げましたように河床の計画その他治水、利水面から検討いたしまして、さらに低下し得るというものがあればそれを活用して砂利の需給に資するといふたまでであらうかと存じます。しがひまして、本年の調査の結果いかなる結論が出ますかちよつと予想できませんが、本年の調査が終りましたらある程度の見通しはつくかといふふうに考へております。

○金丸(徳)委員 もちろん河川行政の最高責任を持つておる立場からしますれば、治水、利水に重

大なる支障を来たすというふうな事になってはいけなわけでありませう。ことに治水などにつきましても生命、財産にも重大な影響を及ぼすことであらうから、それはもう第一に考えなければならぬことにはよくわかります。よくわかりませうけれども、この際やはり竿頭一歩を進めて、いままで治水、利水、特に治水についておくれおつたがゆえに、たまつたところの砂利というものは重大な関心を持つて、これの利用策なり何なりを考えていかなければならぬときがまゐつた、こう思うのです。近き将来においては骨材は年額五億トンにものぼるということが予想される。五億トンといふと、あらためて申し上げるまでもありませんが、私はたいへんなことだと思ふのです。かつて終戦直後に、燃料問題としての石炭対策が国策の最先端をいつた、最重要事項といわれたのです。そのときには、言うところの傾斜方針までとつて、そこに力が入つてきた。さればこそあのときの非常な経済上の危機などもそういう方面から救われてまいつて、わが国の経済の伸展はかられたのであります。そのときの石炭の採掘量なり何なりはどれくらいあつたと思ひますか。おそらく数千万トンでしょう。それが今度は五億トンの砂利を要するということになつてまいつておる。もし、これがないならば、その終戦直後における燃料の不足がわが国経済の発展を阻害したかのように、この砂利の不足、骨材の不足というものが国策の進展上非常なじやまになるのじやないか、障害を来たすのじやないかと思ひます。あのとき傾斜政策をとつたと同じような考え方に立つてこの問題に取り組まなければいかぬのじやないか、間に合わないのじやないかと思ふのです。そして五億トンというものの採取は、それが川砂利であれ山砂利であれ陸砂利であるにいたしましても、採掘にも相当の資金も施設も要するであらうし、同時に運送にも、当時石炭に向かつて輸送や資金その他あらゆる面において国の重点が過ぎ込まれたと同じようにこの際やらなければならぬのではないか。そ

ういう意味において私は、そういう立場から河川行政といふと、河川対策というものの練り直してやらなければならぬことになりはしないか、こう思うのであります。いかがでありますか、もう一度ひとつ決意のほどを承つておきたいと思ふのであります。

○多治見説明員 お答えいたします。

砂利の需給全般につきましても通産省のほうでお答えがあると存じますが、ただいまお話しのような砂利の需給の状態というものは、われわれにいたしましては十分認識いたしておりました。これは先ほどもお答えいたしましたように、昭和四十一年にこういつた砂利の需給の緊迫化に伴ひまして、建設省といたしまして基本対策要綱というものを策定いたしました。各地方出先機関及び都道府県知事に通達をいたした次第でございますが、その中にもこういつた需給体制を十分認識して河川砂利の新しい資源の開発——先ほど申し上げました、従来利用されておりました河川に關する砂利の開発をやる。それから砂利の使用につきましても用途を規制いたしまして、大事なる用途にだけ砂利を使う、あるいは碎石への転換を積極的に進めていくというふうないろいろな方策をこの基本対策要綱の中ではつきり示しまして、砂利全般の需給について河川砂利としてはでき得る限りの協力をすることとで現在努力いたしておる次第でございます。

○金丸(徳)委員 いま政策につきましても、通産省のほうでは特に輸送あるいは設備の資金助成などについてはこれからどんなふうなお考えを進めていかれますか。

○吉光政府委員 先ほどお話がありましたように、骨材供給につきましても総合的な計画の立案ということが第一に必要なところなのであるうかと思つたわけでございまして、砂利のみならずおりました骨材の大宗を、さらに岩石碎石その他人工の軽量骨材、そういう多方面の供給形態に切りかえていくことが非常に重要であらうかと思つたわけでございます。ただ砂利でなくてはできな

い一つの機能を持つておりますので、そういう点につきましても、河川砂利のほうで補つていただくことが必要ではないだらうかと思つたわけでございますが、さらに先ほどお話ございましたように、だんだんと奥地開発ということになつてまいりますので、ともすれば輸送費等につきましても相当大きなものがあつてくることになるわけでございます。この輸送のしかたあるいは貯蔵——貯蔵と申しますか置き場のあり方の問題、そういうものを含めましていろいろと検討すべきことが多いのではないだらうかと思つたわけでございまして、現実具体的な問題といたしましては、現在東京周辺あるいは大阪周辺、名古屋周辺等、特に骨材の逼迫いたしております、あるいは需要の非常に強い地域を中心いたしまして、そこにとりいふふうな開発体制と輸送体制で骨材を運ばばよいかという点につきましても、運輸省あるいは建設省、通産省関係官庁相寄りまして、毎月二回協議会を持つて具体的な問題として検討を進めてまいつておるのが現状でございます。

○金丸(徳)委員 そこでこれは建設省にお伺いするものでありますが、先ほどのお話によりますと、重大な決意を持つて新しい河川対策に取り組むことになる、こういうことのようにあります。私はぜひそれを進めていただきたいと思つたのでありますが、ただ具体的にいたしてそういう方向に實際問題として向いておられるかどうか、一つの例をあげてお伺いするのであります。

私は山梨県であります。山梨県は砂利王国だなどと言つておりますが、これは残念な表現であります。それほど治水がはかされておりました、県土は荒れております。もともとあそこは地は大体が扇状地帯であります。扇状地帯は砂利、どろの堆積によつてできたわけでありまして、うから、そういう意味においては至るところ砂利、砂の埋没集積というものがあつたところ。それを砂利王国などと言つてゐるのとも思つたのであります。そういう意味において見ても、さらにあそこは川は私から申し上げるまでもあり

ません、河川局の方にはよく御承知のとおり非常に土砂が堆積してございまして、そして土手が一般の土地よりも十メートルも二十メートルも高く積み上げられておる。そして川は上のほうを流れてゐる。これを称して天井川といつておるのであります。天井川どころか私どもは屋根むね川などと酷評しておるような状況でありまして、もしおたくのほうで考えになるように、これから強力に進められるというように、川の強力なる新しい体制、河川行政というものが、ただ単に川をつかまえてそつと流すということじゃなくて、なぜこんな天井川ができたかということに着目されて、かつて天井川がなかったような状態にまで復旧するということになりまして、あの大きな土砂の堆積というものは消えてなくなつていいわけです。もとなかつたのですからいいわけです。それが怠り怠られて、積もり積もつてあつたことになつたわけですから、もし新しい河川体制をこの際とられるとするならば、そういう方向で天井川などは根本的になくなすという強力なる政策が進められることによつて、あそこにあたつておるこの玉石の砂利も砂も、目下一番大事なる砂利政策の上に大きく貢献していくんじゃないか、こう思ふのであります。私は、たびたび建設委員会においてこれを要請いたしております。ことしの予算委員会におきましても、私は強いお願いをいたしておつたのであります。なかなかこれが思うようにいきません。といひますのは、たいへん根本的に直すのですから、これは当然の結果として多少金がよけいにかかるわけですが、ただ単に修復をするということではなくて、根本的に直すということでありまして、その金は堆積した砂利がいまの世に利用されるという意味においては私は十分償い得るんじゃないかと思ふのであります。こういうことについては、どういふふうな御觀察を持っておりますでしょうか。

○多治見説明員 お答えいたします。お話しのように、山梨県の川は、日本の中でも

非常に特殊な川が多うございまして、お話しのように天井川あるいは非常に砂利、砂の堆積してある川というのが多うございまして、それでわれわれといたしましては、御承知のように本年から新しい五カ年計画でこれらの河川の改修に取りかかることになっていくわけでございますが、もちろん砂利の問題と切り離しまして、山梨県の川につきましましてはできるだけ根本的にこの改修を実施したいというところで、今後とも努力するつもりでございます。

ただ、砂利の問題という点から見ました場合に、あの天井川の解消ということが直ちに砂利の供給に結びつくかということになりますと、その点は若干さらに検討を要するいろいろな問題点があろうかと存じます。たとえば運搬の問題等ございまして、川の底にございまして砂利を掘れば、直ちにそれが砂利として活用されるかどうかというには、運搬経路の改良の問題等の河川と関係のない条件をさらに整備するという問題がございまして、われわれといたしましては、お話しのように、現状の河川の改修という点については根本的にやるつもりでございますが、それが直ちに砂利の供給について好結果を来すというふうに断定はちょっとできないというふうに考える次第でございます。

○金丸(徳)委員　そういうふうな観察をされておりますという、実は現地においてとくと検討を願わなければならぬわけでありまして、あの富士川という日本三大急流の一つ、その中には、これは無限といってもいいくらい有用なる最も良質の砂利、砂がたまっております。ことに三十四年の伊勢湾台風に次いだ一つの大きな台風のとときには、あそこだけでも八万立米の砂利、砂があの盆地に流れ込んだということを当時の当局は発表し、これは中央にも報告しておるような状況であります。年々相当なる砂利、砂が流れ下っておりますのであります。そして富士川の上流の釜無川は川幅何百メートルにも及んでおる。それがほとんど砂利、砂の堆積なんです。これはもう何年も

前からこの砂利、砂の採取については各業者が注目して盛んに入り込んでおります。ところが最近それが採取がとまっております。なぜかという、これは建設省の方針でとめたというのであります。そのとおとめる理由というのには、護岸、堤防を守らなければならぬとか、あるいはまた下流のほうの水位の関係もあるからあまり掘るわけにはまいらないというふうなことであります。私はその話を聞いたときに、あそこには御承知のように隅の隅というネックがある。例の角倉了以が幕末においてわざわざあそこに出てきて、幕命によつて少し掘って、そしてようやくあそこを盆地の水をはいたという、これは一つの歴史的な大きな土木工事であります。その角倉了以がもう三メートルなり五メートルなり、そのネックをもう少し掘ってございましていまのような天井川というものではできなかったかもしれない。それをそのままだけでございまして、ああした状況がだんだん積みもって出てきたので、いまわれわれの願うところは、もう一度建設省に角倉了以になつてもらつて、距離は短いのですから、底を掘り下げてもらいますと、全体の水位が下がる。したがつて川にたまつた砂利、砂はこれを掘り取ることができるのであります。これはしろうとがざつと計算しても一億トンぐらいの砂だと思ひます、砂利だと思ひます。しかもこれはほとんど洗浄を要しない。ごらんになればわかるわけでありまして、ただ、ふるいにかければ大きな石、小さな石を仕分けるだけで、そのまま京浜地区に持ち込んでいって建設土木に役立てておるのであります。残念ながら、それがそうしただけでございまして、根本の支障がのけられないばかりに川にたまつたままにしておるのであります。もう一度角倉了以の工事をやつてもらふための経費というものは、何か二十億とか三十億とか計算されております。当時、二、三年前であります、二十億、三十億という金は大きいものであつたかもしれない。しかしいまこの砂利問題に取り組みむときになつて、一億トンとかあるいは数千万立米に相当

する砂利、砂が取れるとしますならば、二十億、三十億の工費というものは私は決して高いものではないと思ふのです。計算しても高いものではない。かつて砂がただだつたという時分には、それはだめだつたかもしれないが、いまやもう相当な金になつておる。ですから県ではいま立米当たりに五十円もしくは六十円の採取料を業者から取つてくるくらいなものであります。これはもうほんとうの権利料みたいなものであります。ですから、もつと計算しますれば、その場で一トン百円なり二百円なりの値打ちがある。何ら手を加えずしてなる。もしこれが一億立米ということになりますと、たちまち二十億や三十億の金は砂利、砂の金だけで出てくるはずなものであります。こういうことを勘案されまして、いままでは砂利、砂にあまり重点を置かれなかつたから河川計画にも若干の手心を加えなければならぬような事態もあつたかもしれない。いまや砂利、砂こそが大切だということになりまして、そういう工事について思ひ切つてこの際力を入れるべきじゃないかと思ふのでございまして。

これは実は私のほうの地元のことばかりになるようでありまして、全国的にそういうことはたくさんあると思ひます。

もう一つの例は、やはりその支川に戸川という川があります。これは建設省の方針においてつけかえました。つけかえましたから、一本の旧河川は天井川のまま廃河川同様になつております。これにも相当の土砂がたまつていふと思ふ。改修工事が完成してからもやがて十年になるのであります。そのまゝになつておるのです。この砂利、砂は全部が砂利、砂というわけにはまいりません。土手にはどろもございまして。しかし相当な玉石などが埋まつていふことを私はこの目をもつてよく見ております。そういう方向でものを考へてもらいますと、ここに私は大きな砂利問題についての解決点が出てくるのではないかと思ふのでございまして。何も奥地の山の谷の底に目をつけるまでもなく、道は実は近きにあり。問題は、

河川政策の竿頭一歩を進めた決意といひますか、対策というものがこの際大切ではないかと思ふのであります。いかがでありますか。

○多治見説明員　お話の御趣旨は、全体として全くお話のとおりだとわれわれも考えます。それで、例にあげられた部分に河道をつけかえましたために廃川敷になつた部分にありますが砂利等につきましては、先ほど申し上げました調査の中に含まれておりますので、結果のでき次第、そういうものの処理についての方策も立てられようかと考えております。

それから富士川の例でございまして、あの川は非常に特殊な川でございまして、お話しのように、ちよつと手を加えるだけで採取できるような砂利の賦存している場所もないわけではございせんが、全体といたしまして、一カ所河床を低下して掘るといふのは川全体に影響いたしますので、先ほど申し上げました基本要綱の中で河床計画の検討ということまで実は考へていくわけでございますが、これは一言で申しますと、河床計画の検討ということでは、河床の計画を一センチでも下げるということとは、川全体について、その河川管理施設全部を再検討して洗い直さなければいかぬという問題でございまして、なかなか簡単に結論を出すということに至つておりませんが、そういう大きな決意を持ってこの問題に臨んでいふということだけは御理解願へるのではないかと考へる次第でございまして。

○金丸(徳)委員　こういうことについてあまり押し問答のくどくどしきになつてはいけませんから、ただもう、河川局方面における重大な決意の中で新しい方向を見出して、一つには治水に役立たせると同時に、また一つには、この重大な問題について大きく貢献していただきたい。皮肉を言うようでありますけれども、河川対策の怠慢が、今日あるいはこの砂利によつて貢献することに

よつて、罪滅ぼしになるかもしれない、このようにも思うのであります。と言つてこれを見ておつたのじや一つも罪滅ぼしになりません。これは見てもらつたらば——私は、目の前にそうした事実を見ております。同時に先般来、全国的に天井川は発達しつつありなという建設白書の報告によりまして非常に感ずるところもありましたものであります。あえてこれを強調してお願いをいたしておるのであります。

そこで、時間がだんだん過ぎますから、法案の点につきまして一、二お伺いしたいのであります。第十六条、これは私は今回の法案の中の一の眼目だと思つて、採取計画というものを厳重に審査されて認可、不認可をきめる、こういうことであります。私はこれは非常に大切なことだと思つて、ただ、この場合におきましても、山砂利でありますとか陸砂利でありますとかあるいは海岸砂利でありますとかというものについては、比較的、採取計画の審査なりあるいは採取計画そのものについて簡明直截に表示もできるでありません。計画の良否を見ることもできると思つて、ただ問題は、やはり河川砂利だと思ふのであります。河川砂利の採取計画はどういうふうな標準で御審査なさるのであります。たとえて申しますと、一本の河川は一つの計画としてごらんになるのか、あるいはこれを幾つか部分的に切つてこれをごらんになるのか。立てるほうにつきましても、そういうふうな立て方を奨励なさるのかどうか、いかがであります。か。

○多治見説明員 採取計画の認可の基準につきましては、陸砂利等を含めまして、全体の基準を政府内部で関係機関協議してきめるといふことで先ほど通産省のほうから御答弁ございました。したがひまして、建設省といたしまして、その通産省その他と協議いたしましてきめた基準に従つて認可をするつもりでありますが、河川は御承知のようにその特殊性からいまして、どうしても上流、下流にそれぞれ影響いたす問題でございます。

ので、できるだけ河川を一本として基準をきめていきたいというふうに考えております。

○金丸(徳)委員 できるだけ一本で考えてやらなければいけない。もちろんそれは本流、支流というふうな区別もあるであらうでしょう。これもまた例になつていけませんけれども、富士川では先ほど申しましたような一つのネックがありまして、そのネックの下流と上流とで確かにこれは分けてみてもいいくらいにさう然と区別されておりますが、ただそうしたはつきり区別していいようなものの以外、やはり一本で計画を立てておきまさんと、上流で掘つても下流がだめになつたとかあるいは下流ばかり掘つて上流にかえつておかしな現象を来たすこともあるであらうでしょう。だから一本の計画の中で十分に審査なさる、そしてそれについての災害防止のための指導なり助言もなさるというところは、私はたいへん適切だと思つてあります。さういふことは、私はいへん適切だと思つては、さういふことにおきまして、現行法が施行せられて以来十一、二年になります。その間現実には一つの川についてずたずたに切られまして、幾人かの業者にまかされておるようなことであります。もちろんそれについては、建設省の出先は十分目を光らしておるのであります。けれども、さうした幾つかにこま切れにすることによつて計画がうまくいきませんし、もしかするとそこからある場合には非常な行き過ぎも生ずる、またある場合には縮こまりも生ずるであらうでしょう。ほんとうにいい計画をスムーズに効率的に進めるわけにはまいらぬような現象をたびたび現実の面として私も見えております。今度この法改正によつて、これらについてはどういふふうな考えを持つてお進めになりますか。

○多治見説明員 お話のように、河川につきましては河川の流れを一本としてとらえて、その全体の計画に従つてそれぞれの箇所において掘さくを許可していくというのが理想的な形でございまして、この法案の成立にかかわらず、建設省といたしましては、昭和四十一年に先ほど申し上げ

げました砂利基本対策要綱をきめまして、その要綱に従ひまして、それぞれの河川ごとに砂利採取の基本計画をきめなさいということ、別途通達を出しまして、それぞれ各河川管理者は川ごとに砂利採取の基本計画というものをきめておられます。したがひまして、個々の採取の許可につきましては、その基本計画にのっとりまして、その基本計画に従つた採取だけを許可するということ、現状は逐次一本で計画的な採取を実施するという体制にすてなつております。

○金丸(徳)委員 現状はさうなつておるといふお答えでありますけれども、現状は、事実上はさうなつておらぬ。届け出る形としてはさうなつておるかも知れませんが、現実にはなかなかさうなつておらぬのを私は聞いております。またさういふことによつていろいろいざこざを起した例も承知しております。ですから、今度のはさういふことを抜本的になくす方向へ持つていきませんか、せつかりつばな、現行法から見ますれば整備された法案ができました、現実には旧態依然たりということにならざるを得ないのであります。この点はどういふふうにお進めになりますか。もちろん中小もしくは弱小企業者の多い現状なものですから、思い切つて一本の河川も全部ある業者にまかせるとかになかというにはなかなかまいらないかも知れません。しかし方針としては、どうしても総合的に根本的に効率的に進め得るような体制をつくり、もしくはつくらせる方向へ進みませんか、せつかく仏つくつても魂入らぬような法律にはしないか、こう思ふのであります。問題は非常に急ぐわけでありまして、ことに輸送量なんかで、砂利による公害が交通問題にまで及んでおることからいいたしまして、やはりなるべく近いところから、なるべく交通のいいところから目をつけてやるという意味におきまして、私のところなんかは非常にさういふ方面において宝庫だと思つております。さういふ意味において、末端において支障を来たさぬような体制、指導方針を立ててもらつておかないとい

けません。けさほど私は永井委員の御質問を聞いておりました非常に同感をしたのであります。やはりこれについて、通産省方面において強力なる企業指導なりをやつてもらわなければいかぬのじやないかと思うのですが、通産省のほうとしてはいかがでありますか。

○吉光政府委員 まことに話しのとおりでございます。砂利採取に関連いたします公害防止の観点からいいますと、それぞれ具体的な箇所所に応じましていろいろと違った方法があるかと思つてございまして、たとえば河川、山、おほか、海岸、それぞれによつてそれぞれ違った防止計画があるわけでございますけれども、ただ、ここらにおきまして指導基準は必ずある一本の線ではつきりしたものでなければならぬという点につきましてはまことに話しのとおりだと思つてございまして。

○金丸(徳)委員 その点は時間も進みますからおきまして、次に、ちょっと迂遠なお尋ねになるかも知れませんが、第四十一条、ここには「指導及び助言」ということをうたつておられます。「指導及び助言に努めるものとする。」この法律が強くうたつておられますが、具体的にどういふことをねらつておられるのであります。ただ口先だけの指導や文字どおりの助言というだけの考えじやなしに、何かこれに裏づけるものを考へておられて、この四十一条一項になつておるのであります。この点を伺ひたいと思つてお

○吉光政府委員 この法案の主としてねらつておられますのは、災害の防止でございますけれども、ただ災害を防止いたしますためには、やはり砂利採取業者自身が健全な企業体質でなくてはならぬというところになるわけでございます。したがひまして、両方の意味合いから「関係行政機関」これは国のみならず地方公共団体の関係行政機関も含めて書いておるわけでございますけれども、何ぶんにも砂利採取業者は非常に零細企業が多うございまして、したがひましてはほとんど懇切な技術指導と申しますかあるいは経営指導と

申しますか、こういうものをやりながら、同時にまたそこに持ってくる施設等につきまして資金的なあつせん等、できるものについて努力するというところでございまして、特に零細企業者でございすだけに、いろいろな融資の制度等ございすも、それを存じていないというふうなこともございすので、そういう角度から関係行政機関はすべてそういう採取業者の健全な発達のために指導及び助言につとめるということをごにうたつてあるわけでございます。

○金丸(徳)委員 ここに「指導及び助言」というのは決して口先だけではなくて、やはり何か実効ある方法をとりたいのだ、こういうふうになりました。非常に重大な仕事でありますから、口先で小言だけ言うということではなく、ぜひそういう方向でやつてもらいたいと思うのであります。

さらに第二項のほうにいきますと、末行に「河川等の管理その他公益の保持に支障がある場合を除き、砂利採取業者の運営を考慮してこれを認める」とする。これはいろいろの制限、許可の条件というふうなことに関連してのようでありますが、これはどういふことをねらつておられるのであるか、真意はどういふところにあるのでありますか。

○吉光政府委員 この四十一條の第二項の規定は、実は現行砂利採取法にありますが規定をそのままここに持つてまいつたわけでございます。この条文の意味いたしておりますところは、やはりこういう公害問題等で砂利採取業者が注意しなければならぬことは当然でございすけれども、砂利採取業者の健全な発達という点から考えますと、やはり河川法その他の許可をいたします場合に、そこいらの砂利採取業者の運営と申しますか、事業運営の問題も頭に描いていただいた上で、これは何も公害防止施設が中途はんばであつていいという意味ではございません。許可の範囲の問題あるいは時期の問題、そういう点についてこれが公益の保持に支障がある場合を除きましては、最大限砂利採取業者の運営を考慮してもらいたい、こ

ういふことをいつておるわけでございます。

○金丸(徳)委員 旧法にあつたからそれをそのまま持つてきたという御返事であります。そういうこともあろうかと思うのであります。それが何かしらぬなまぬるい。砂利トラその他による公害などが非常に多くなつておる今日、あるいはこの法律にもうたつてありますような、いままで予想されなかつたような公害の事象が多くなつてくる、深刻になつてくるというこの時点においては、旧法にうたつてあることが、せつかくこの法律をえらいなまぬるいものにしてしまうような感じを受けたものであります。お伺いをいたしましたのであります。決してこれはなまぬるく扱うものではない。指導するものは十分指導し、助言するものは十分助言し、助成するものは十分助成して、しかしながら、いま世間に問題になつてゐることについては嚴重に注意を払わねばならぬ。そうしてまた、さつき問題になりましたような刑罰などにつぎまして、それらしい実効あるものの体制を整えるというところであると私も理解したのであります。その点はそういうことでよろしゅうございすか。

○吉光政府委員 お話しのとおりでございます。

○金丸(徳)委員 私はこれで終わりますが、ただ私もこの砂利問題につきましては数年前から、枯渇する状況などを想像いたしまして、建設省にも砂利、特に河川砂利についての対策を要望いたしておきました。それに、根本策が出る前に、実は取り締まり法といひますが、砂利採取法、これは取り締まり法みたいなものですが、このほうが先に出てしまつたので、いささか本末転倒しておるのじやないかという心配さえも持つたのでございす。しかしながら、先ほど私申し上げましたように、実のことを言いますと、石炭問題以上に重大な事態に直面しておるように思ひますから、通産大臣はこの取り締まり法規とあわせ、根本策について率先ひとつ各省庁を動員して対策を練つていただきたいと思ひるのであります。いかがであ

りましようか。それが実は治山治水にもかえつて効果がある結果をもたらすのじやないか、こう思ふからお願ひいたすのであります。いかがでありますか。

○椎名國務大臣 前々からお話し申し上げておるとおり、最近の建設の忙しきからいひましても、骨材の問題が非常に重要な問題になつてきておりますので、これの開発につきましては、今後ともあらゆる努力を払つてまいりたいと思ひます。

○小室委員長 本日の議事はこの程度にとどめます。

次回は明十五日水曜日、午前十時理事会、十時三十分委員会を開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後四時三十分散会

昭和四十三年五月二十三日印刷

昭和四十三年五月二十四日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局